

未定稿

# 「デジタル・コンテンツの流通の促進」 及び 「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」

21世紀におけるインターネット政策の在り方  
＜平成13年諮問第3号＞

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて  
行政の果たすべき役割  
＜平成16年諮問第8号＞

コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方  
＜平成19年諮問第12号＞

第五次中間答申

パブリックコメント 提出意見

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 事務局

## パブリックコメント 提出状況

### 【提出者属性】

提出者	ページ	提出件数	意見数
個人	P 1	13	43
有識者団体	P 14	6	11
権利者団体	P 21	6	18
放送事業者等	P 27	10	51
メーカー等	P 37	3	6
合計		38	129

### 【意見対象項目】

意見対象項目	意見数
ダビング10	17
対価の還元	18
エンフォースメント	0
取引市場	52
全体	4
合計	91

# 個人

意見番号	意見提出者	ご意見等	理由	分類
1	個人	「コピー制限」の議論が、あまりにも安易に行われているのではないか。	デジタル・コンテンツの最大の長所は、劣化しないコピーが可能な点である。 これを一般人に開放しない方向で動くことは、ある意味で公権力や大企業による技術の管理であり、独占である。また、発展した技術の恩恵を一般人には与えないという点において、科学技術の発展に対する警戒感の表れであるとも見られる。そしてこういった科学技術の発展に対する警戒感、我が国がさらなる科学技術の発展をもって世界の市場を制していくうえで、大きな足かせになりかねない。 そのため、コピー制限については、慎重のうえにも慎重を期した議論が必要である。国家や大企業による科学技術の管理を、商業的な理由から安易に行ってはならない。	ダビング10
2	個人	コピー制限を重視する審議会の方針に反対する	これだけ技術が進んで簡単にコピーが可能な世の中になったのだから、コピー保護を行うよりも、どんどんコピーさせて、その分クリエイターにお金がいくようなシステムを作ったらどうなのか。 そのほうが、国家が一般人から科学技術を取り上げ、管理するという方式をとるより、科学技術の進歩という点から見れば妥当なのではないか。	ダビング10
3	個人	「デジタル・コンテンツ流通の促進等に関する検討委員会」の中間答申で「受信機の蓄積機能は、ここでは、受信機にバインドし、録画した機器でのみ再生可能な記録機能のことで放送コンテンツを一時的に保存できる機能であり、コンテンツを蓄積するにあたっては、コピー制御信号に準じた動作が求められる」としておりますが、『録画した機器でのみ再生可能な記録機能』と局限している問題点を指摘させていただきます。  こうした仕様により、パソコンユーザーの正当な私的録音録画の権利が著しく損なわれている実情について知っていただきたい。一例として、ピクセラのPIX-DT012-PROを挙げます。 <a href="http://www.pixela.co.jp/products/tv_capture/pix_dt012_pp0/qa.html#qa27">http://www.pixela.co.jp/products/tv_capture/pix_dt012_pp0/qa.html#qa27</a>  「コンテンツ保護のため、今まで動作していたパソコンと異なる環境では、これまで録画した映像を再生することはできません。また、チューナーボード本体を交換された場合も、同じ理由で再生ができません」とのことですが、ユーザーにとって一方的に不利な仕様です。極めて厳格に「同一の環境」でなければ録画データが復号化されないというのは欠陥仕様ではないでしょうか。パソコンの場合、パーツを変更したり、ボードも交換したりすることはあり得ます。たとえ、パソコンを変更したり、チューナーメーカーが異なったとしても、著作権情報を書き換えたり引き継いで相互に復号化できるようにすべきではないでしょうか。 パソコンの場合、HDDレコーダーと異なり、録画データのiLinkムーブも不可能なだけに、救済策がない実情は看過できません。録画データが引き継げない不具合は、アナログ時代にはまず考えられません。「暗号化」を選択したのであれば、私的録音録画の権利を損なわないよう、きっちり責任を持って互換性や使い勝手を確保すべきです。「まず暗号化ありき」で、それによって生じる不便さや不利益を消費者がかぶらなければならないのは、理不尽すぎます。		ダビング10

		<p>パソコンで視聴するユーザーが少ないため問題があまり表面化しておりませんが、「ダビング10」よりも優先して解決すべき仕様上の瑕疵だと思っております。</p> <p>ついでに申し上げます、リライタブルメディア(RWやRAM、REディスク)からの「ムーブ」は認めるべきです。これが保証されないと、次世代の記録媒体に規格が変わった際、どうにもなりません。また、パソコンの場合、ホームサーバとして使えていいはずで、DTCP-IPなどの裏付けがあれば、『録画した機器でのみ再生可能な記録機能』と局限するのは、百害あって一利なしだと思います。ユーザーのアンケートを取ることも、必要ではないでしょうか。ぜひ視聴者・消費者の声を拾い上げ、ユーザー本位の仕様に改めてほしいです。</p>		
4	個人	<p>私は一国民として、デジタル放送におけるコピー制御の問題について、以下の通りの方向性を基本として検討し直すことを強く求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無料地上波からB-CASシステムを排除し、テレビ・録画機器における参入障壁を取り除き、自由な競争環境を実現すること。</li> <li>2. あまねく見られることを目的とするべき、基幹放送である無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とすること。</li> <li>3. これは立法府に求めるべきことではあるが、無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしとすることを、総務省が勝手に書き換えられるような省令や政令レベルではなく、法律に書き込むこと。</li> <li>4. B-CASに代わる機器への制度的なエンフォースの導入は、B-CASに変わる新たな参入障壁を作り、今の民製談合を官製談合に切り替えることに他ならず、厳に戒められるべきこと。コンテンツの不正な流通に対しては現在の著作権法でも十分対応可能である。</li> </ol> <p>なお、審議会の場等で権利者団体の代表が「対価の還元」という前中間答申中の文言をあげつらい、コピーワンス緩和は補償金拡大を前提にしているかの如き発言を繰り返しているが、あくまで、補償金制度は、私的録音録画によって生じる権利者への経済的不利益を補償するものであって、メーカーなどの利益を不当に権利者に還元するものではない。上記1～4以外の方向性を取り、ダビング10のように不当に厳しいコピー制御が今後も維持され続けるようであれば、録画補償金は廃止しても良いくらいであり、全く議論の余地すらない。上記1～4が実現されたとしても、補償金の対象範囲等は私的録音録画が権利者にもたらす「実害」に基づいて決められるべきであるということは言うまでもない。</p> <p>また、近年総務省が打ち出している放送関連施策には国民本意の視点が全く欠けており、今のままでは地上デジタルへの移行など到底不可能であるとほとんどの国民が思っているであろうことを付言しておく。</p>	<p>去年の中間答申と同じく、この中間答申では過去のコピーワンス導入経緯についての説明が故意に省かれているが、総務省は過去の情報通信審議会において、コピーワンスの導入のために無料地上波にB-CASシステムを導入するのが適当という結論(<a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020124_1.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020124_1.html</a>「BSデジタル放送用受信機等が対応可能なコンテンツ権利保護方式(素案)」についての意見募集の結果」参照。)を出し、平成14年6月に省令改正(<a href="http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/020612_1.html">http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/020612_1.html</a>「標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案について」参照。)まで行って、その導入を推進している。無料の地上放送へのB-CASシステムとコピーワンス運用の導入は、この省令改正によってもたらされたものである。</p> <p>このB-CASシステムは談合システムに他ならず、これは、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。</p> <p>本来あまねく見られることを目的としていた無料地上波の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸したあげく、さらにこれを隠すという総務省の行為は、見下げ果てたものであり、現在の方向性に国民本位の考え方など欠片も見られないことの証左でもある。</p> <p>総務省は素直に過去の失策を認めるべきであり、この過去の審議会の詳細な議事録を公開し、この事実を元にした再検討を進めるべきであることは言うまでもない。</p>	対価の還元

			<p>コピー制限なしとすることは認められないとする権利者の主張は、消費者のほとんどが録画機器をタイムシフトにしか使用しておらず、コンテンツを不正に流通させるような悪意のある者は極わずかであるということ念頭においておらず、一消費者として全く納得がいかない。消費者は、無数にコピーするからコピー制限を無くして欲しいと言っているのではなく、わずかしこコピーしないからこそ、その利便性を最大限に高めるために、コピー制限を無くして欲しいと言っているのである。消費者の利便性を下げることによって権利者が不当に自らの利潤を最大化しようとしても、インターネットの登場によって、コンテンツ流通の独占が崩れた今、消費者は不便なコンテンツを選択しないという行動を取るだけのことであり、長い目で見れば、このような主張は自らの首を絞めるものであることを権利者は思い知ることになるであろう。</p> <p>最近運用が開始されたダビング10Iについても、補償金の不当な拡大をせずに運用されるのであれば良いが、大きな利便性の向上なくして、より複雑かつ高価な機器を消費者が新たに買わされるだけの弥縫策としか言いようがなく、一消費者・一国民として納得できるものではない。</p> <p>さらに、ダビング10機器に関しては、テレビ(チューナー)と録画機器の接続によって、全く異なる動作をする(接続次第で、コピーの回数が9回から突然1回になる)など、公平性の観点からも問題が大きい。</p> <p>現在の地上無料放送各局の歪んだビジネスモデルによって、放送の本来あるべき姿までも歪められるべきではない。そもそもあまねく視聴されることを本来目的とする、無料の地上放送においてコピーを制限することは、視聴者から視聴の機会を奪うことに他ならず、このような規制を良しとする談合業界及び行政に未来はない。</p>	
5	個人	「クリエイターに対する」適正な対価の還元が行われるのか疑わしい。	<p>結局のところ、審議会は「権利者団体の収入の向上」と、「クリエイターに対する適正な対価の還元」とを混同しているのではないかと懸念されている。現時点の協議を見る限りでは、「権利者団体の収入の向上」が実現する可能性はあっても、「クリエイターに対する適正な対価の還元」は必ずしも保障されない。</p> <p>著作権管理団体の収入が上がることで、クリエイターの収入が上がるとするのは、必ずしも起こりうることでない。結局、クリエイターは著作権管理団体からの「おこぼれ」に預かるしかないのか。現在の審議会の方向性では、テレビ番組の製作会社で働いている人たちや、アニメーターなど、実際のコンテンツ製作に携わる真の「クリエイター」たちの、悲惨な労働環境の実態は、なんら変わらないのではないかと懸念されている。</p>	対価の還元
6	個人	「適正な対価」について責任ある具体策を求める。	<p>2、ページⅢ 今後の進め方(7頁以下)</p> <p>ブルーレイディスクがまだ指定外とは知らなかった。驚いた。クリエイターにたいする適正な対価が保証金ではないのなら他に何かあるのか？具体案を示してほしい。1、もそうだがこのままではクリエイターや製作者の苦勞が報われない。</p>	対価の還元

7	個人	ダビング10実施が決定したのだから、メーカーは速やかに補償金または何らかの対価の還元を実施すべき	大企業だけに優遇されるような社会構造では、コンテンツ制作者の意欲をそぎ、優良コンテンツの流通は実現できない。メーカーはさすがに逃げ戦略や消費者を盾に取るような戦略をただちに中止し、社会的責任を果たすことにより経済面だけでなく、社会的地位を確立すべき。	対価の還元
8	個人	実演家等の権利者の許諾権を制限する事に反対する。	1、ページⅢ マルチユース促進に関する提案等の例(52頁以下) 実演家及びその関係者がビジネスを行ううえで許諾権はかかせない。インターネット上にコンテンツが流通しにくい理由は許諾権等の問題ではなくインターネット事業者のきちんとした対価の支払いが無いからではないか。無料同然に流されるようになったら番組等映像文化の発展は望めない。	対価の還元
9	個人	「ダビング10」の開始条件であった「対価の還元」の早期具現化を求む。	「対価の還元」が「補償金」でないのなら、いったいどんな手当てがあると言うのか。 具体策を示して、それがどれだけの還元になるのか説明すべきだ。 また、ダビング10は、ハードディスクドライブによって可能となる技術である。よって、ハードディスクドライブは保証金の対象にすべき。総務省には文化庁文化審議会の場でそういう結論が出るよう、支援する責任があるはずだ。今のような姿勢は無責任としか言いようがない。	対価の還元
10	個人	本答申の本部分に、『「制度」「技術・契約」いずれの手段についても、その導入決定に当たっては一定の国民的コンセンサスが必要なのではないか。検討に当たって利用者の視点を入れるべき』とあります。まことにその通りだと思います。しかしながら、「技術・契約」によるエンフォースメントには、コンテンツ保護のためのエンフォースメントだけでなく、その陰に隠れた別の技術事項の便乗エンフォースメントがあります。 国民的コンセンサスを得るために、検討に当たって利用者の視点を入れるならば、コンテンツ保護の陰に隠れた便乗エンフォースメントのすべてをつまびらかにし、その是非も含めて透明性を持って論議すべきと考えます。 その結果は、現在B-CASカードによる「技術・契約」によるエンフォースメントの中に含まれる自動表示メッセージ機能や有料放送受信機能の便乗エンフォースメントが必要なか否かを論じ、国民的合意形成の結果、必要とされるならば、制度的なエンフォースメントの論議においても当該機能も含めて論じ、「技術・契約」と「制度」の論議が、共通のエンフォースメント対象に対して論じる必要があると考えます。	国民的コンセンサスを得るために、検討に当たって利用者の視点を入れるならば、「技術・契約」におけるエンフォースメントにおいて、コンテンツ保護の陰に隠れた便乗エンフォースメントのすべてをつまびらかにし、その是非も含めて透明性を持って論議すべきと考えます。	エンフォースメント
11	個人	コンテンツ保護のためにコストを掛けた結果でも無反応機器が出現するならば、費用対効果という意味で問題があるといわざるを得ません。しかし、現在運用されているB-CASカードによるエンフォースメントにおいては、大別して以下の3つの事項がエンフォースされています。 ① コンテンツ保護 ② 自動表示メッセージ表示機能 ③ 有料放送受信機能 したがって、費用対効果を論じるならば、上記3つの観点とそれぞれの受益者の観点で論じるべきであり、「技術・契約」という仕組みの場合におけるコストの問題を、コンテンツ保護のコスト問題だけに限定して論じるべきではないと考えます。一般論的な言い方をすると、民間の「技術・契約」によるエンフォースメントの仕組みにおいては、本答申での論点であるコンテンツ保護のためのエンフォースメント以外に、それに便乗したエンフォースメントが発生しうるので、コストの問題や費用対効果を検討するならばその便乗エンフォースメントの費用対効果も含めて論ずる必要がある。	民間の「技術・契約」によるエンフォースメントの仕組みにおいては、本答申での論点であるコンテンツ保護のためのエンフォースメント以外の、「便乗エンフォースメント」が発生しうるので、コストの問題や費用対効果を検討するならばその観点も含めて論ずる必要があると考えます。	エンフォースメント

12	個人	<p>答申の当該文中に「○ 地上デジタル放送の視聴にB-CASカードが必要であるため、受信機購入後視聴までの間に手間や煩雑さが生じ、不便を感じる人が多い」とあります。この部分について、分析が不十分であると考えます。</p> <p>確かに受信機を購入してからB-CASカードを挿入して初めて受信できるということに、アナログの受信機の設置時にはなかった手間が発生していることは確かです。しかし、その手間の中身を今一度分類すると、以下のことが考えられます。</p> <p>① B-CASカードを挿入するという物理的な行為  ② B-CASカードを使用する前に約款に同意するという法的行為が伴っている  ③ 現在の運用では強制にはなっていないがB-CAS社への登録という行為を推奨していて、基幹放送を受動的に見るだけのことに対して、個人情報発信の発信を求められることに、違和感がある。  ④ 地上デジタル放送では運用されていないが、BSデジタル放送でNHK放送受信時に出てくるメッセージを解除するためにNHKへの連絡を余儀なくされている。</p> <p>以上の4つを正しく分析する必要があると考えます。</p> <p>①については、設置時の初回のみのものであり、本当に煩雑さを感じる元凶になっているか疑問です。  ②については、本来有料放送などの加入者別の視聴制御をともなう限定受信のための手段をコンテンツ保護に流用したことから発生する問題であり、正しく論ずるなら、限定受信方式の手段の流用が「技術・契約」コンテンツ保護のエンフォースメントで用いる技術手段としてのあるべき姿なのかという論点で論じる必要があると考えます。  ③については、BS デジタル放送／110° CSデジタル放送／地上デジタル放送向けのB-CASカード(通称赤カード)の運用をそのまま踏襲したものであり、自動表示メッセージや有料放送のない地上デジタル放送においては本来不要であり、運用的に改善できる事項です。  ④については、基幹放送たる地上デジタル放送ではメッセージ運用がされていないので、本来対象とすべき論議ではありませんが、実際の受信機が地上デジタル放送受信機能だけをもつ受信機が少ないことから来る視聴者の認識から来るものであれば、基幹放送(地上デジタル放送)におけるコンテンツ保護に係る視聴者の煩雑さや手間とは別の論議になります。</p> <p>以上のように、視聴者にとっての煩雑さや不便については、今一步詳細な調査・分析が必要であると考えます。</p>	<p>視聴者にとっての煩雑さや不便については、真の要因を正しく調査・分析する必要があると考えます。</p>	エンフォースメント
13	個人	<p>答申の当該箇所に「○ あまねく誰もが視聴できるべき無料の地上放送、基幹放送に、コスト等の負担がかかる「技術・契約」のエンフォースメントが導入されていることに対して違和感があり、このスキームを続けていくことは問題ではないか。」という記述があります。</p> <p>これに関して、本論とは離れますが、喫緊の課題があります。</p> <p>2011年7月24日より従来のアナログ放送が終了し、デジタル放送への完全移行が計画されていることは、周知のことです。これに対応して、経済弱者の救済のために安価な受信機の登場が期待されています。その期待に対応するために、平成19年12月25日の報道資料(総務省・デジタル放送推進協会連名)の中で『今年8月の情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第4次中間答申で、デジタル放送視聴のための最小限の機能を有する簡易なチューナーの必要性等が提言されていることを踏まえ、総務省は、このような機器の仕様検討等について社団法人デジタル放送推進協会(Dpa)に協力を求めてきました』とあります。</p>	<p>基幹放送における弱者救済のための簡易チューナーでさえ、「技術・契約」によるエンフォースメントの中の便乗エンフォースメントが、必要以上の機能とコスト負担を受信機メーカー、ひいては視聴者に強制していることは喫緊の問題であるとともに、「技術・契約」によるエンフォースメントがもたらす負の側面として正しく認識しなくてはならないと考えます。</p>	エンフォースメント

	<p>その結果、発行されましたデジタル放送推進協会からの「簡易チューナー」の機能等に関する検討結果(2007年12月)では、簡易チューナーの機能として、以下の機能が推奨されています。これは、まことに全うな検討結果と思われます。</p> <p>①映像デコード(NTSC 変換)  ②音声ステレオ/二カ国語  ③コンポジットビデオ出力/ステレオ・音声出力1 系統  ④字幕・文字スーパー  ⑤エラーメッセージ表示  ⑥画面表示モード選択機能  ⑦CAS モジュールインタフェース、コピー制御  ・デスクランブル機能は必要  ・コンポジット出力に対してコピー制御必要  ⑧周波数変換パスルー対応(VHF、SHB)  ⑨ダウンロード(ES)</p> <p>しかしながら、実際には当該簡易チューナーにもB-CASカードが必要です。受信機メーカーがBCASカードの支給を受けるためには、上記の受信機仕様さえ満たせばよいというものではありません。なぜならば、B-CASカードの支給条件の中でエンフォースされる機能の主たるものとして、以下の三つの事項があるからです。</p> <p>a) ARIB TR-B14 第8 編に基づくコンテンツ保護機能  b) ARIB TR-B14 第5 編に基づく自動表示メッセージ機能  c) ARIB TR-B14 第5 編に基づく有料放送受信機能</p> <p>a)は⑦に対応するものなので、何の問題もありません。しかし、b)c)機能はDpa のガイドラインにはありませんが、B-CAS カードの支給契約から来るエンフォースメント条件から、受信機メーカーは機能実装を余儀なくされます。しかもb)c)は現実には運用されていませんので、受信機メーカーの実装コストとして大変無駄なものといわざるを得ません。</p> <p>上記の問題は、コンテンツ保護の「技術・契約」によるエンフォースメントがもたらすコスト問題として、真摯に検討すべき問題の一例であり、また弱者救済のための簡易チューナーにおける「技術・契約」によるエンフォースメントの中に隠れた便乗エンフォースメントがもたらす喫緊の課題として正しく認識し、適正に対応する必要があると考えます。</p>		
--	---	--	--



14	個人	<p>この部分では、コピー制御に係る担保手段の在り方の一つである「技術・契約」による仕組みについて記述されています。記述自体は表面的には間違いはないと思います。しかしながら、大変重要な視点が欠落していると思われまます。</p> <p>現在運用されているB-CASシステムによる方法では、(株)B-CASと受信機メーカーの間で締結されるB-CASカードの支給契約の中で放送運用規定の遵守を強制するという仕組みで、コンテンツ保護がエンフォースされていることは周知の通りです。具体的な放送運用規定は、ARIB TR-B14の第5編と第8編であり、第8編は本答申の論議の中心をなすコンテンツ保護規定そのものです。しかしながら、同時に強制している第5編にはコンテンツ保護とは無関係な事項が含まれています。具体的には、自動表示メッセージの表示動作規定や、有料放送の受信動作規定です。これらは、コンテンツ保護とは本来まったく無関係の規定であり、これらがコンテンツ保護のエンフォースメントの名目に乗せてエンフォースされているのが実態です。すなわち、「技術・契約」によるエンフォースメントは、民間の契約に基づくエンフォースメント仕組みですので、必ずしもコンテンツ保護にとどまらず、それ以外のものが便乗エンフォースされるという危険性があるという認識が欠落しており、またその実態把握も欠落しているようです。コンテンツ保護を担保する手段を正しく論ずるためには、コンテンツ保護という視点からだけでなく、現在「技術・契約」によって現在エンフォースメントされているものがそもそも何なのか、コンテンツ保護以外の事項がコンテンツ保護の名目の下で便乗エンフォースメントされることが正しいのかといった、エンフォースされている「対象」の実態の把握や、個々の是非も論じる必要があると考えます。</p>	<p>「技術・契約」によるエンフォースメントは、民間の契約に基づくエンフォースメント仕組みであるので、必ずしもコンテンツ保護にとどまらず、それ以外のものが便乗エンフォースされるという危険性があるという認識が欠落していて、その点が本答申の問題だと考えます。</p>	エンフォースメント
15	個人	<p>現行の著作権法によって不利益を蒙っているインターネット事業者たちには、ただちに救済措置を講じるべき。</p>	<p>現状ではニコニコ動画など、新しいコンテンツの流通形式を確立した者たちが、「違法行為」として取り締まられたり、肩身を狭くしながら経営しているのが実情である。</p> <p>審議会は、これら現行法で違法になる者たちに対して、速やかに救済措置を取るべきである。違法行為をもっと取り締まればクリエイターたちの利益が向上するというが、その「違法行為」の定義自体が現行の著作権法では既に時代遅れなうえに硬直的であり、これではインターネットを舞台とした新しい世代の配信サービスを目指す者たちにとって、現行の著作権法が足かせとなりかねない。このままではiPodに音楽配信サービスの市場をあらいざらい持っていかれたのと同じ状況が、動画市場でも起こることは確実である。</p> <p>一年後、二年後に法改正をするからそれまで待ってくれというのではなく、超スピードで展開するインターネットビジネスの世界においては、その法改正までの一年、二年の間、現行法でしのぐための「救済措置」が必要である。審議会は、可及的速やかにこういった状況に対応できる体制を整備しなければならない。</p>	エンフォースメント
16	個人	<p>「ルール違反の場合の措置」について</p>	<p>インターネット上でルール違反が起こった場合に取れる措置が「訴えるか、見逃すか」しかない場合、多くの著作権者や放送事業者は、些細なルール違反については見逃すこととなり、結果、その「ルール違反」から得られるはずの「適正な対価」すら得られないという状態が起こっている。現在、ニコニコ動画やYouTubeなどの動画配信サービスを見ても、それは明らかである。</p> <p>これは現行の著作権法の古さが、構造的に「違反者」を生み出しているともみることができる根深い問題で、これを企業努力によって解決しようというのには明らかに無理がある。</p> <p>「違反者」がより簡便に、「個人にも支払える、適正な」対価を支払うことが可能なシステムを整えるほうが、明らかに著作者、配信者、視聴者の三者がWin-Win-Winの関係を構築するうえで有用だと思われる。</p>	エンフォースメント

17	個人		<p>コピー制限技術はクラッカーに対して不断の方式変更で対抗しなければならないが、その方式変更にも途方もないコストが発生する無料の地上放送では実質的に不可能である。インターネット上でユーザー間でコピー制限解除に関する情報がやりとりされる現在、もはや放送に無料の地上放送にDRMをかけていること自体が社会的コストの無駄であるとはっきりと認識するべきである。無料の地上放送におけるDRMは本当に縛りたい悪意のユーザーは縛れず、一般ユーザーに不便を強いているだけである。</p> <p>制度的エンフォースメントにしても、正規機器の認定機関が総務省なりの天下り先となり、その天下りコストがさらに今の機器に上乗せされるだけで、しかも不正機器対策には全くならないという最低の愚策である。</p> <p>法的にもコスト的にも、どんな形であれ、全国民をユーザーとする無料地上放送に対するコピー制限は維持しきれものではない。本来立法府に求めるべきことではあるが、このようなバカげたコピー制限に関する過ちを二度と繰り返さないため、無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルで放送法に入れることを私は一国民として強く求める。</p> <p>なお、付言すれば、本来、B-CASやコピーワンス、ダビング10のような談合規制の排除は公正取引委員会の仕事であると思われ、何故総務省及び情報通信審議会が、談合規制の緩和あるいは維持を検討しているのか、一国民として素直に理解に苦しむ。今後、立法府において、行政と規制の在り方のそもそも論に立ち返った検討が進むことを、私は一国民として強く望む。</p>	エンフォースメント
18	個人	<p>制度によるエンフォースメントの仕組みの構築に思考が偏りすぎである。デジタル技術は誰のものか？ 原点に立ち返り、流通、保存性の向上の恩恵を国民に還元すべき。(放送後は、原則、国民資産としての範囲で、コピーフリーとすべき。)</p> <p>この観点から、放送と通信(インターネット)、DVD等のメディアの役割分担を再整理し、著作権保護したい環境を維持したいコンテンツは、保護環境を選択できるようにすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・膨大な、日々増加するコンテンツ。2度以上見るに足るコンテンツがどれほどか？</li> <li>・B-CASは、オプション化し、公共放送以外の特殊配布(契約、オンデマンド等)の用途を欲する利用者だけに費用負担させるようにすべき。</li> </ul>	<p>1 市場形成・拡大に、DRMの無効性は証明されつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国における制度によるエンフォースメントの仕組みが無効化</li> <li>・iTunesにおけるDRM廃止など</li> </ul> <p>2 著作権保護したい環境を維持したいコンテンツは、保護環境を選択できるようにすれば良い。公共放送後は、原則、国民資産としての範囲でフリー。</p> <p>放送されたものについてタイムシフトして鑑賞することは、もはや個人の権利と言える。タイムシフトに対する考え方を許容した段階で、コピー制限は弊害のみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私的コピーの用途は、タイムシフトが主であるため、制限しても市場は広がらない。</li> <li>制限を解除すれば、機器が安く、操作も改善され、コンテンツ流通が促進される。</li> <li>・日々増加している膨大なコンテンツ。どれだけ時間が必要か、市場を時間規模の視点から概算しているか。タイムシフト以外の需要について、2度以上見たい、そのような需要時間の概算は正しいか？</li> <li>・2度目を見るのに、コピーがなければ別に購入したいコンテンツがどれほどあるか。</li> <li>・そのようなレアなコンテンツは限られている。そのようなものを探し出して手に入れる仕組みの議論が先にあるべきではないか。</li> <li>・メジャータイトル以外が市場に乗り、製作者に還元できるほどの利益を出すには、放送コンテンツとは別の工夫が必要。(放送以外のサービスモデルと放送による販促)</li> </ul>	エンフォースメント
19	個人	審議会の考え方は、全体に前時代的である。	<p>審議会の方針は、「20世紀で儲かっていた人たちが、営業形態を変えないまま、21世紀でも食っていけるようにする」というものに見えてしまう。だから、さまざまな部分で無理が出ているように思える。</p> <p>現行の著作権法が、無劣化コピーが可能なデジタル・コンテンツやインターネットを全く想定できていない以上、現行法の改正や関係者の話し合いで解決するのは、もう完全に不可能な状態にあるのではないか。</p> <p>提唱されている「ネット法」のような、デジタル・コンテンツやインターネットのみを対象とした、既存の著作権法と重ならない特別法の制定が必要なのではないか。</p>	取引市場

20	個人	契約処理の煩雑さは、二次利用者の側から見た場合には、厳然として存在する	(以下、本文より引用) >二次利用者の立場から、データベースに関しては、誰もがすぐに利用できるということではなく、 >信頼を勝ち得た者が二次利用者としての立場を確立できる仕組みが必要。 >例えば収益基盤、コンテンツ保護や品質管理なども重要なポイント などと権利者側の意見が述べられているが、上記のような「信頼を勝ち得る」ことが、二次利用者には「契約処理の煩雑さ」として受け止められていることに留意するべき。	取引市場
21	個人	二次利用の市場規模が小さいのは、権利者側の無知と怠慢が招いた結果である	(以下、本文より引用) >P81 実際の二次利用収入そのものがまだ小さい。 >P82 現時点で、ユーザー規模がそれほど大きくない (引用終わり) これらの現状は、放送事業者などの権利者が、煩雑な手続きと個人には払えないほどの契約料を二次利用者に課すことから生まれている自縛自縛である。 インターネットは、個人が、非営利目的で情報を提供することによって、大部分のコンテンツが配信されるメディアである。つまり、インターネットにおける情報の配信主体とは、テレビ局のような大企業ではなく、ほとんどが無名の一般人なのである。これが一億総クリエイター時代とも呼ばれるこの現在、21世紀の実態である。 そのようなインターネット時代において、旧来のような商契約方式を非営利目的の個人に求めることは、インターネット上での二次利用を実質的に禁止しているに等しい。 よって二次利用の市場の拡大については、放送事業者などの権利者があまり積極的でない場合には、法案主導の方法で強力に推進していく必要もあると考えられる。	取引市場
22	個人	放送事業者は、インターネット上で放送を配信する法的な義務がある	(以下、本文中の放送法第二条の二より引用) >放送事業者(略)は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送がアマねく受信できるように努めるものとする。 (引用終わり) この規定は、インターネット時代においては、テレビ局がインターネット上でも番組の放送を行わなければならないものと解釈されるのが妥当である。 よって、現時点で採算が合わないとの理由でインターネット上での放送を行わない放送局は、同法に定められた努力を怠っており、同法に違反しているものと思われる。	取引市場
23	個人	テレビは「コンテンツの多様化」に対応できていない	(本文より引用) >諸外国では、「コンテンツの多様化」等の政策目標を、 >規制と法律によって実現している例が見られることは事実であるが、 >我が国ではそうした目標は民間の自助努力と創意工夫で達成されており、 >そうした規制は不要ではないか。 (引用終わり) 現状ではテレビ放送はネット時代のニーズの多様化に対応しきれず、結果として若年層のテレビ離れを招いている。 そのようなテレビ事業者を中心にデジタル・コンテンツのあり方を協議するのは、沈みゆく泥舟に乗り込むようなものであり、テレビを偏重する審議会の方針は、我が国のコンテンツ産業の先行きを危うくするものである。 また、徐々に時代遅れになり、「オヤジ系メディア」とし没落しつつあるテレビを復興し、ドキュメンタリーや時代劇、アニメなどの文化的コンテンツの保護を図るためには、国家主導の規制や法整備もやむをえないと思われる。	取引市場
24	個人	審議会はフェアユースの法理を軽視しすぎている。	審議会は放送事業者をはじめとした権利者の既得権益を守ろうとするあまり、フェアユースの法理の導入に及び腰なのではないか。 インターネット上で「違法な」コンテンツが横行することがないよう、フェアユースの法理の導入に対して、審議会はもっと積極的であるべきである。	取引市場

25	個人	権利者サイドは、自分自身が「大きな壁」を作っていることについて、自覚的であるべき	<p>(引用開始)</p> <p>&gt;P62 事業者として権利処理が煩雑だったことは一度もない。</p> <p>&gt;P92 関係者において、これまで、インターネット配信その他コンテンツ流通の促進自体の意義を否定したことも、拒絶したことも一度もないのではないか。</p> <p>(引用終了)</p> <p>インターネット上におけるコンテンツの製作主体は、非営利目的の個人である。</p> <p>にも関わらず、「使いたいなら金を払え、ただし金額はこっちが企業間の取引を基準に決める」という放送事業者の態度に対して、「それでも二次利用させてください」と頭を下げられる裕福な個人などほとんど存在しないも同然なのだから、権利者が二次利用の許諾申請を拒絶した経験が全くないのは当然。ほとんどの一般人が、そのような権利者の態度におそれをなし、利用申請を行う気にもならないのだから。その現状を、審議会や放送事業者はまず把握し、理解すべきである。</p> <p>インターネットにおけるコンテンツの製作主体は確かに金も地位も権力もない個人であるが、逆にいえば、大企業と違って、彼らは文字通り「大量に」存在する。非営利目的の個人にも気軽に利用可能な金額と手続きで著作物の二次利用が可能になれば、放送事業者は日本中に数百万人の顧客を持つことも夢ではない。その可能性を考慮せずに、企業間の取引をそのまま個人の利用にも当てはめ、法外な金額を個人から引き出すように、ネット上における音楽・放送業界の失敗があるのではないか。これではネット法のように、許諾権を制限すべきだという意見が出てくるのは当然であって、インターネット上における著作物の二次利用の市場が小さいことについては、明らかに放送事業者の無知と怠慢が原因である。</p>	取引市場
26	個人	許諾権の制限について、審議会はさらに深く議論すべき	<p>86ページにおいて、審議会は許諾権制限という重大な提案を、一方的に権利者たちの主張を並べる形で一蹴してしまっている。</p> <p>さらに、</p> <p>(引用開始)</p> <p>&gt;上記に示したような、「許諾権制限」や「放送コンテンツの二次利用」に関する指摘に対しては、</p> <p>&gt;議論の過程において、通信事業者をはじめ関係者等からの特段の異論は見られなかったと考えられる。</p> <p>(引用終了)</p> <p>などと報告されるあたり、審議会の方針に偏りがあるのは明らかである。</p> <p>審議会はただちに構成員の見直しを行い、放送事業者の主張に唯々諾々と追従する姿勢を改めなければならない。</p>	取引市場
27	個人	権利者にも意志や方向性等、時間と共に変化するものがあります。権利者の権利が全く主張出来なくなってしまうと我々個人はどうしようもなくなってしまう。再考、深考をお願い致します。	<p>デジタル・コンテンツ多様化の時代になって権利者も何の把握も出来ないまま使用者の思いのまま使用される事は適正な流通の促進とは言えません。</p>	取引市場
28	個人	実演家ら権利者の許諾権を剥奪する案に反対する。	<p>許諾権は実演家らにとって必要不可欠である。</p> <p>もし、現在活躍中の実演家が、過去のヌードや、美容整形前の容姿が出るようなことにより、活躍の機会を失ったら、いったい誰がこれを補償してくれると言うのだ。</p> <p>このような経済的な損失以上に、二次的被害として、実演家がこれに伴う精神的疾病や自殺に至った場合、誰がその責任を負えるのか。許諾権の剥奪は、実演家の人権問題にまで及ぶ大問題であることを再確認していただきたい。</p>	取引市場
29	個人	権利者の許諾権の制限に反対します。	<p>・許諾権が制限されると決まれば、良質なコンテンツ制作に対する意欲を削ぐことになり、ひいては我国のコンテンツ力の大きな低下に繋がると考えます。あるいは、ネットには一切露出しない事を条件にするコンテンツ制作者が出現する可能性もあるでしょう。</p> <p>・確かに過去作品について、各種権利をクリアする事には大変な労力が必要であり、それがコンテンツ流通を遅らせる原因になる場合があると思います。しかし、こんな問題は、制作当初の契約内容の策定の仕方など、いくらでも工夫すれば対応できる問題だと思います。</p> <p>・仮にネット権が創設された場合に、著作権者や隣接権者に対する配分が、創設前よりどれくらい増加するのか、また、そもそも、対価を得られる流通そのものがいかに増加するのかというような数値的検証が明示されていない以上、検討に値しないと考えます。(私の勉強不足で、実は明示されているようであれば御詫び申し上げます。)</p>	取引市場

30	個人	実演家等の権利者の許諾権を制限する事に反対する。	実演家及びその関係者がビジネスを行ううえで許諾権はかせない。 インターネット上にコンテンツが流通にくい理由は許諾権等の問題ではなく インターネット事業者のきちんとした対価の支払いが無いからではないか。 無料同然に流されるようになったら番組等映像文化の発展は望めない。	取引市場
31	個人	実演家など権利者の許諾権を制限することに反対する。	日本においてインターネット上でのコンテンツ流通が進展しない要因として権利処理作業の負担が挙げられているが、誰かを悪者扱いにして進展する話ではない。コンテンツ配信サービス以外でのコンテンツ利用においては、サービス開始時に利用者・権利者間で話し合いを重ね、確固としたルールで運用し、非常に円滑に運用できている。確かに、配信においては物流が圧倒的に増える。しかし”効率化”を優先し、許諾権を制限するというのはいままで築いてきた関係者間の信頼関係に影響し、配信にかなう高品質なコンテンツが生まれなくなるのではないだろうか。今後も利用者・権利者双方で、共存共栄で発展してきた現在を見つめ直し話し合いを続けて欲しい。	取引市場
32	個人	許諾権の制限をすることに反対する	許諾権がコンテンツ流通を阻害しないことは審議会で確認済みであり、国際法に照らしても無謀な意見である。一部の人間の考えで、確認済みの事項をこり押ししてひっくり返すようなことでは審議する意味すら失ってしまう。一方的な条件付けは経済価値の根本を覆すもので経済全体の価値を低下させるものであり、結果、コンテンツ流通による経済の拡大という目標を失ってしまう。短絡的で一方的な考えは排除すべき。	取引市場
33	個人	ネット権の創設に関する提言について反対する	コンテンツ流通が叫ばれて久しいが、この間、ユーザーを魅了した正規のコンテンツがどれだけあったか。逆にTV、映画などのコンテンツを利用せず成功したサービスがどれだけあったか。また、違法コンテンツや違法ソフトがここまで流通する中で、正規コンテンツを利用するユーザーがどれだけいて、正規コンテンツがどこまで守られるのか。コピーガードをかけたゲームソフトでさえ、発売翌日にはガードを突破するソフトが出回る状況である。国がコンテンツ流通促進を求めるのであれば、国は権利者を保護する義務を持つのではないか。ネット法から読は保護する姿勢は全く見られない。ましてや、これまで保護してきた権利を取り上げようとする意図がある。この問題は、これほど短期間の議論で、現状の調査・研究も正確に行われぬまま強引に立法することが許されるような簡単なこととは到底思えず、素人考えでも非常に強い違和感を覚える。また、これらの議論を巡り、事実と反する情報が広められ、ユーザーに与えた権利者の悪印象は払拭しがたい状況にある。これは、他の権利主張においても重大な悪影響を与えるものであり、この責任は誰が負うのか。このことも付け加えておきたい。	取引市場
34	個人	1 流通促進対象(コンテンツ)の整理が必要 これからコンテンツを作る関係者(製作者・参加者、配布者(販売・放送事業者)、他)に向けたインセンティブ施策と、既存のルールの下で作成されたコンテンツに対する施策とは、明確に分離して論ずべきである。 2 関係者(製作者・参加者、配布者(販売・放送事業者)、他)の分離が必要 利害対立する関係者を分離して、論点を整理すべきである。	1 優良コンテンツの作成インセンティブと過去作成のものとは別次元で捉えるべき 骨董品の価値を製作者に還元するような論理はおかしい。放送されたものは、公共放送の性格から、過去の発明と同様、あるいは公知の事実が特許権にならないのと同様、国民の共有財産と捉えるべき。 2 利害対立する関係者を一括して論じても、共通の利害に関するものしか出ない。 市場形成の仕組みと製作者に対する優良コンテンツ作成のインセンティブとは必ずしも一致しない。関係者の整理を行い、個々のインセンティブや利害対立について、明確にする取り組みを行うべき。 放送におけるコピー制御の方式の議論など、米国の例を持ち出すまでもなく、市場形成などと無縁であることが明確になるはず。	取引市場
35	個人	米国の事例についての分析の方向が誤り。 制度によるエンフォースメントの仕組みが無効化された理由、根拠を調査し、課題を明確にすべきなのに、逆の取り組みを行っている。 米国の方策が妥当と考えるなら、同じ方向での施策(制度化しない)を検討すべきである。	問題があるから変更されたのに、その問題、課題を明確にして、それを乗り越える施策なしには、他の議論(当初導入が検討されたことの検討)は無意味、無価値である。 P23、24の報告でも、廃止状況の分析に終わっており、方向づけに踏み込む検討姿勢がなく、情けない。このような取り組みを、墓穴を掘るという。	取引市場
36	個人	コンテンツの提供ルート、手段を増加するのは、製作コスト負担の分散による効果があると考えるが、販促の費用負担に関する規律を正すべき。 ・販促コマース費用に関する負担等を明確にし、独立性を厳密にすべき。 (無料でコマースを流さない) ・BSとの運営も、本来、襟を正ささせるべき。(地上放送と別顧客である。)	総合テレビで、別会計であるはずのBSのコマース、番組紹介が非常に多い。 総合テレビ自体の番組案内よりも多い。 別運営をすべき教育テレビをも一体運営するケースが多々見られる。 これらのことから、次のことが言える。 ・コンテンツ販売のコマースも同様になることが想定される。	取引市場

37	個人	現状の調査、分析の目的、目標(意図、背景)を明確にすべき。 放送事業者のマルチメディア事業と他の事業者との競争問題なら、そのように絞った論点を明確にすべき。 放送用コンテンツと映画等の他のコンテンツとの差異に関するものが分からず、放送だけを別扱いしている意図が分からない。 放送用コンテンツに限定した問題、課題があるなら、それを明確にすべき。	何を述べたいのか、課題が分からない。(海外ドラマ等の放送コンテンツも映画もドキュメンタリーも、CS、インターネット、DVD等、メディアの垣根を越えてすでに流通している。どの事業者の、何に関する、問題を洗い出そうとしているのか分からない)  民の問題を官が扱うことに関する問題?	取引市場
38	個人	誰のため、何に貢献する市場なのか、ステークホルダーの考え方が未整理であり、市場形成に関する目標、課題が不鮮明である。 市場構造の捉え方と関係者の役割、それぞれの利害を明確にして、各市場形成の目的、市場のあり方や課題を浮き彫りにするべき。	どのような流通市場を論じようとしているのか分からない。誰が恩恵を受けるのか？ 国民が恩恵を受けるという議論に思えない。 放送事業者間の取引に関する課題など、雑多、玉石混交で、分からない。 少なくとも、放送事業固有の問題と他の問題は、分離して説明すべき。  コンテンツ制作者／権利者と放送事業者とは、本来、切り離して論ずべき。 製作済みのコンテンツも放送で利用するのであるから、論理的に分離して捉えることができるはず。	取引市場
39	個人	放送コンテンツを、映画等、他のコンテンツと切り離して論じて、別制度を構築するべきではない。 むしろ、放送用コンテンツの製作にあたって、他のメディアルートでの流通を阻害せず、販売流通を加速する取り組みを阻害させないルール、費用と利益の配分の適正化に向けた検討が重要。 (放送版に、未放送の付加価値部分の存在を許容させるなど、再販への取り組みを放送事業者の権限の制約や、費用とリスクの負担割合など、契約に関する対等性を担保するためのルール)	どのコンテンツも、タイムシフトを許諾(私的コピーを許諾)し、公序良俗に反しなければ、放送コンテンツになりうる。 再販に向けたコンテンツに関する権利と費用負担のバランスの問題である。 契約時点での想定外のメディアルートでのデリバリーに関する利益については、放送用コンテンツ固有の問題ではなく、別制度ではなく、契約の基本パターンの検討として整理、普及させるべきものとする。	取引市場
40	個人	海外に原作の権利がある和製のアニメ作品も再放送が出来る様なシステムをお願い致します。 (現状の例) (株)日本アニメーション社の制作した「世界名作劇場」シリーズ (日本アニメーション社が海外の原作権利者と直接契約 → 現在再放送が可能) (日本アニメーション社が海外権利者と契約解除した作品 → 現状再放送が不可能) 例「草原の少女ローラ」など(他4件)	上記しました様に、せっかく日本で作られたアニメであるにも関わらず、海外に原作権利者がいるために権利の処理の問題で再放送が出来ない名作アニメ「草原の少女ローラ」(原作者:ローラ・インガルス・ワイルダー、米国)などがあります。 これは非常に残念な事だと思います。何卒よろしくお願い致します。	取引市場
41	個人	第五次中間答申は、権利者、特に放送局の意見を代弁しすぎている。	中間答申では、各方面からの審議会に対する政策提案に対して、権利者の、それもテレビ局の主張ばかりを長々と列挙するなど、権利者の側におもねる姿勢が見られる。 審議会はもっと、特にインターネット上でのデジタル・コンテンツの流通に関して、権利者、配信者、視聴者の三者から中立的な観点で審議を行うべきである。 この現状を改善するため、審議会は構成員を順次入れ替え、その中立性を確保するべきである。	全体

42	個人	審議会はテレビというメディアを重視しすぎている	<p>現在、ネットの出現によってテレビは最強のメディアの地位から転落した。それはネット上で不正なアップロードが横行しているからではなく、受信機がないと視聴できないという、ハード上の制限があるためだと思われる。そのため、適正な受信機の使用を法律で義務付けたところで、ネット時代の21世紀においては、テレビのメディアとしての重要性が低下していくことには変わりはない。</p> <p>むしろネットで簡単に、無料で視聴が可能にすることで、はじめてテレビは生き残っているのではないか。その点において審議会は、「20世紀において成功したテレビ放送局の業態を維持する」ことを念頭においてしまっており、その弊害を煩雑な制約という不利益として視聴者がかぶる形になっている。</p> <p>審議会はテレビ中心の世界観を捨て、より包括的に、より横断的に、デジタル・コンテンツの商業的利益を保護するための方針を打ち出していくべきである。この点において審議会は、テレビ局や出版社といった、20世紀の成功者たちの「過去の栄光」とらわれるべきでない。</p> <p>今後数十年先を見据えれば、テレビ世代が次々とこの世を去り、ネット世代がこの日本の中核を担うことは確実である。にも関わらず、テレビ中心の旧体制(アンシャン・レジーム)でデジタル・コンテンツを捉えることは、我が国の将来を担うクリエイターたちに大きな足かせをはめることに他ならない。</p> <p>審議会は放送事業者の意見ばかりに耳を貸さず、もっとネット世代の意見を取り入れるべきである。</p>	全体
43	個人	情報通信審議会はメンバーに偏りがあるのではないか	<p>審議会は、もっと視聴者の意見を代表する構成員を増やすべきである。学術的で、「客観的な」観点からのみの意見では、視聴者の意見を十分に代弁しているとはいえない。</p> <p>また、年齢的に構成員にテレビ世代が多いようで、テレビの21世紀における影響力を過大評価していると思われるため、ネット世代の若い有識者を、もっと構成員に組み込むべきである。</p>	全体

# 有識者団体

意見 番号	意見提出者	ご意見等	理由	分類
44	有識者団体	私的使用目的の孫コピーを制限するような制御手段は、直ちに廃止すべきである。	<p>「コピーワンス」であろうが「ダビング10」であろうが、孫コピーを一切許さない現行方式では、携帯型プレイヤー等を介して「ユビキタス」にコンテンツを視聴できる社会は実現しない。</p> <p>テレビにおいて放送される番組は、その多くが後にパッケージ化されて販売されることなく終わるのが実情であり、私的使用目的の録画を禁止したからといって、テレビ局や番組出演者等の収入が顕著に増大することは考えがたい(劇場用映画にしても、CMでぶつ切りにされる上に、多くの場合放送時間に合わせて適宜カット等がなされているため、テレビで放送された劇場用映画が録画されたとしても、上記のような不都合がなく、かつ、特典映像等もついているDVD等の市場を脅かすものではない。)。従って、テレビ放送に関してコピー制御を行うことの必要性自体がそもそもない。</p> <p>「クリエイターに対する適正な対価の還元」という点についていえば、インターネット等を介して日本中でその番組が視聴されること、タイムシフト視聴によりいわゆる視聴率により換算される視聴者数(いわゆるリアルタイム視聴している人の統計上の数)よりも多くの人がその番組を視聴していることを前提に、テレビ局がスポンサーから受ける広告料の引き上げ及びクリエイター等への出演料等の引き上げを図るにより実現すべきである。その際、転送再生視聴率や、録画再生視聴率が計測できるよう、IT企業の協力を仰ぐべきである。</p>	ダビング10
45	有識者団体	本答申第1章「デジタル放送におけるコピー制御ルールとその担保手段の在り方」が、先日開始された「ダビング10」の決定経緯等を公にした点は評価する。もっとも、コンテンツの著作権保護と私的録音録画補償金制度との関係は、文化審議会著作権分科会においても議論されているところであり、今後は、消費者の利便を損なうことなくクリエイターに対し適正な対価を還元させ、コンテンツの流通をより一層促進するという観点から、総務省、経済産業省、文化庁の省庁横断的な議論の場を設けて総合的な検討を行うべきである。さらに、本答申第2章「コンテンツの取引市場の形成と、取引の活性化に向けて」では、各国制度・実態を紹介した上、いわゆる「ネット法」構想に対する疑問点を指摘し、我が国においては、コンテンツ情報のデータベース構築等の試行錯誤と創意工夫を基本姿勢としていくことを提言している。コンテンツの取引市場の形成と、取引の活性化のためには、既存の法体系にとらわれず、さらに多面的な観点から通信と放送の融合に向けた議論を継続すべきである。	<p>I. 第1章「デジタル放送におけるコピー制御ルールとその担保手段の在り方」について</p> <p>1. 無料デジタル放送に対してB-CAS方式の「コピーワンス」が実施された経緯</p> <p>2008年7月4日朝4時、地上デジタル放送の録画ルールが「コピーワンス」から「ダビング10」に変わった。新聞一面報道にもかかわらず、多くの国民にとって、その複雑な背景や経緯を理解することは難しい。そこで、本意見書においてはコピー制御ルールに関するこれまでの経緯を確認した上で意見を述べることにする。</p> <p>(1) 本答申第1章が、「ダビング10」の決定に至る経緯と合意形成の過程を詳細に説明して公にしたことは、視聴者不在のまま開始された「コピーワンス」と比べ、情報公開の点で評価すべきものと思われる。さらに、本答申は、2011年のデジタル(放送)全面移行にむけ、本答申から概ね一年を目処に、一定の結論を得ることを目指し、今後も、著作権保護のルールをいかに維持していくかについて、技術、法律の両面からの検討を継続する、としている(45頁)。以下においては、本件経緯の問題点を指摘し、今後の検討の在り方について意見を述べる。</p> <p>(2) 「コピーワンス」とは、現在、地上/BS デジタル放送の番組で適用されているコピー制御ルール(2004年4月開始)である。放送事業者は放送コンテンツにコピー制御信号を多重化した上、スクランブルを施して送信し、そのスクランブルの解除のためには「B-CAS カード」が要求される。B-CAS カードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが、コンテンツの保護規定(ARIB 規格)を遵守した受信機に対して、B-CAS カードの支給契約により貸与し、保護規定に従わない機器については契約違反を理由にB-CAS カードの発行を停止することで、機器メーカーの規定違反を抑制するという方式をとっている。B-CAS カードは購入したデジタルテレビ受信機1台に1枚同梱され、購入者がカードのパッケージを開封すると、購入者と同社との間に「B-CAS カード使用許諾契約」が成立したものとみなされる(いわゆるシュリンクラップ契約。カードの所有権は同社に帰属する。))。</p> <p>(3) 2004年4月以来、日本では、有料放送のみならず、民放の広告付きの無料デジタル放送及び受信料を徴収するNHKの無料公共放送もすべて、このコピーワンスのコピー防止技術をかけたうえで送信されているため、デジタル放送番組は、HDD、DVD、Blu-ray ディスクに1度しか録画できず、第二世代コピー(孫コピー)はできない。最初に録画した媒体がHDDの場合にのみ、DVDやメモリーカードなどに番組を「移動」できるが、そのかわり、元のHDD側の映像は消去される(「ムーブ」という)。</p>	ダビング10



			<p>(4)「限定受信方式(CAS)」は有料放送の受信のために世界中で使われているシステムである。日本における、このシステムを利用した無料デジタル放送に対する「コピーワンス」の実施は、法律によるものではなく、公の議論の機会なしに、放送局と受信機メーカーで構成される旧「地上デジタル放送推進協会」(現「デジタル放送推進協会」Dpa <a href="http://www.dpa.or.jp/copyctr/index.html">http://www.dpa.or.jp/copyctr/index.html</a>)という民間団体によって決定されたものである。「コピーワンス」の実施に当たり、消費者や著作権者・著作隣接権者等の権利者に対する意見聴取等は全く行われておらず、上記方式が採用されるに至った経緯は不明である。以上のとおり、コピーワンスは、デジタル放送開始当時、デジタル放送を始めること自体にプライオリティがあり、関係者間の十分な協議もなく、拙速に導入されたものと思われるが、結果として、「コピーワンス」の実施は、著作物がデジタル放送されることにより品質劣化のないデジタル方式の複製物が無制限に製造される危険から権利者を保護する役割を担ってきたと評価する意見もある。</p> <p>(5)ただし、現行の方式によるコピーワンスは、B-CAS 社とのシユリンクラップ契約の締結により開封されたB-CAS カードを機器に挿入しなければ、デジタル放送にかけられたスクランブルが解除されないため、視聴者はコピーができないだけでなく、デジタル放送を視聴すること自体ができない。これは、本来有料放送を受信するためのシステムである「CAS」を、無料放送のコピー制御に転用したことにより起因するものである。この点、放送法(第2条の2)があまねく受信を義務付けていることとの関係で、無料デジタル放送に対するコピー制限ルールに、CAS システムを転用した現行方式には問題がある。</p>	
46	有識者団体		<p>3. 省庁横断的検討の必要性</p> <p>本答申は、タビング10の合意において対立点となった私的録音録画補償金制度については「文化審議会が検討中の事項」とし、「早期の合意を期待するものであるが、そのあり方自体が当審議会(情報通信審議会)の検討対象でない」とした上、審議会としては、補償金以外の側面から「対価の還元」の具体策に取り組む方針と述べている。</p> <p>しかし、従来のような各省庁での縦割りの議論を継続していたのでは、本件問題の早期抜本的な解決は困難である。今後は、消費者の利便を損なうことなくクリエイターに対し適正な対価を還元させ、コンテンツの流通をより一層促進するという観点から、総務省、経済産業省、文化庁の省庁横断的検討が必要であると考えられる。なお、かかる省庁横断的な研究・検討内容としては、コンテンツは国際的なものであることに鑑み、国際ルールや国際協調等も含めるべきである。</p>	対価の還元
47	有識者団体	<p>いわゆる「無反応機」の製造・販売を法的に制限するべきではなく、仮にするとしても、コピー制御等に対応する技術については、何人も、無償かつ無条件でこれを利用できるようにすべきである。</p>	<p>いわゆる「無反応機」の製造・販売を法的に制限した場合、コピー制御等に対応する技術のライセンスを恣意的に行うことにより、録画機器等の市場が不当に歪められる危険がある。また、上記技術のライセンスを受けるにあたり、制御されている行為とは直接関係のない行為を強要される危険もある(視聴規制に過ぎないB-CASについて、これと直接関係を有しない「コピー制御に反応させる」ということを飲むことを解除技術のライセンス付与の条件とするがごときである。)。もちろん、それは独占禁止法上問題があるが、ライセンスの付与が恣意的に行われることが立証されて公正取引委員会が排除勧告を行うまでには相当の時間を要するため、これを嫌って、海外のメーカーや国内の新規メーカーが国内市場への参入を躊躇する事態が懸念される。</p> <p>また、いわゆる「無反応機」の製造・販売を法的に制限した場合、コピー制御等に対応する技術のライセンスのライセンス料を極めて高額に設定することが考えられる(理論的には、特許権等の保有者の言い値を飲まない限り、録画機器等の製造販売を行い得ないことになる。)。本来クリエイターの権利を保護するために加えられたコピー制御について、上記ライセンス料の製品価格への反映という形で消費者が費用負担をさせられるのは不正義である。</p>	対価の還元
48	有識者団体		<p>2 法律によりルール遵守を強制する「制度的エンフォースメント」について</p> <p>本答申では、B-CAS カードを使った現行方式のような「技術的エンフォースメント」のあり方だけでなく、法律によりルール遵守を強制する「制度的エンフォースメント」の導入について検討している。</p> <p>本答申も指摘するとおり、現行システムの下で、コピー制御の実効性担保という目的を達成するためには、システムの運用と並行して、ルール違反者の監視と摘発が適切に実施されることが必要である。</p> <p>ただし、規制対象が日本全国へのあまねく受信が求められる「基幹放送」であること、及び、私的使用の範囲を超える違法複製やその流通に関しては、既に著作権法違反(複製権侵害、公衆送信権、公衆送信可能化権侵害、技術的保護手段の回避に関する規制等)及び不正競争防止法違反(2条1項第10号)という刑事罰をとる制度のエンフォースメントが存在すること等も考慮して、制度的エンフォースメントの導入が、新たな技術開発に対して萎縮効果をもたらすような過度の制約とならないように慎重な吟味が必要と考える。</p>	エンフォースメント

49	有識者団体		<p>Ⅱ. 第2章 コンテンツの取引市場の形成について</p> <p>1. 本答申の提言</p> <p>本答申(56頁、57頁)は、「デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム」による「ネット法」構想の提言について、「こういった目論見では(デジタル・コンテンツの)流通が拡大しないことをこの審議会では確認している」、「ネット上に(デジタル・コンテンツが)流れないのは、通信事業者が自らリスクを負担しないからであり、権利処理が煩雑なわけではない。売り手と買い手の相場観が食い違っている」と指摘している。さらに、「インターネットの流通だけを特別扱いし、そのコンテンツの利用、配給に関して、番組製作者、権利者の発言権を封じるといったようなことは、番組製作者、権利者の軽視であり、コンテンツ文化の軽視に根ざした発想なのではないか」とし、「コンテンツ製作者へのリスペクトが必要」と述べている。その上で、本答申は、「デジタル・コンテンツ流通の促進に関しては、「著作権の許諾権を制限するのではなく、取引情報のデータベース構築や放送番組見本市の開催など、民間主導によるさまざまな試行錯誤と創意工夫を基本的姿勢としてはどうか」と提言している。</p> <p>2. 通信・放送の法体系の見直しの必要性</p> <p>(1) 本答申が提言している、取引情報のデータベース構築や放送番組見本市の開催など、民間主導によるさまざまな試行錯誤と創意工夫はいずれも、デジタル・コンテンツ流通促進にとって有意義な対策といえる。また、放送局の番組制作者に対する番組製作の受発注の構造については「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」における検討を踏まえて改善していくことは必要かつ重要である。さらに加えて、コンテンツ制作会社が自らコンテンツを制作し、放送・通信という伝送インフラに関係なく、自らのコンテンツをマルチユース展開するうえで、放送・通信に関する日本の現行制度を改革し、伝送サービスとして放送と通信の融合を実現することが必要であろう。</p> <p>(2) しかし、法制度をみると、日本では、通信と放送は事業、サービスの区分ごとに分断され細分化され、事業法は、継ぎ足し的な見直しによって複雑化している。コンテンツを持つ少数の大手放送局と、コンテンツを持たない百数十社の地方放送局によって構成される放送事業者の利害を調整する形で、事業者中心の行政が旧態然として行われており、ボーダレスな双方向の情報通信が可能な時代に、日本ではケーブル放送免許は市町村単位とし、IPマルチ放送にわざわざ県境を設けている。</p> <p>(3) 以上のとおり現状の法体系を前提とした議論には限界がある。各国では放送と通信の融合法制をすでに整備しており、我が国も「インターネットの流通」に適應すべく既存の法体系を変革する必要性に迫られている。「知的財産推進計画2008」も第4章 I・1/(2)において「①通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへ対応する通信・放送の法体系の見直しについては、コンテンツの生産・流通・消費を最大化する方向で検討を行い、2010年を目途に結論を得る。また、通信・放送の法体系の見直しの状況を踏まえ、新たなコンテンツの創作への寄与等を考慮しつつ、利用者からみたサービスの形態に応じた、権利関係の規定の見直しや著作隣接権の在り方の検討を2008年度から開始する。(総務省、文部科学省、経済産業省)」としている。従って、コンテンツの取引市場の形成と、取引の活性化のためには、既存の法体系にとらわれず、多面的な観点から通信と放送の融合に向けた議論をすべきである。</p>	取引市場
----	-------	--	--	------

50	有識者団体	<p>放送コンテンツをインターネット上で広く二次利用できるようにするためには、実演家の権利との関係でいえば、著作権法93条及び94条頼みの現状のライセンス実務をまず改めるべきであり、レコード製作者との関係では、レコードの送信可能化等についても強制許諾制度を導入するなどにより「放送」とされた場合の二次使用料と「送信可能化」とされた場合の許諾料がアンバランスを解消し、又は、放送局からなる団体とレコード会社からなる団体とで協議をして「放送」の場合の二次使用料を引き上げる代わりにテレビ放送を「送信可能化」する場合には合理的な価格でレコード音源の使用を許諾するシステムを構築する(放送局の範囲を限定せず、新規の放送局をその取り決めから排除しないことを条件に独占禁止法の適用除外とする等の支援を国はするに留める)べきである。ただし、放送コンテンツのインターネット上での二次利用は、放送事業者又はその関連会社に限定されるべきではなく、放送事業者が恣意的にライセンスをする場合には、強制許諾制度の導入等も視野に入れるべきである。</p>	<p>著作権法第92条の2第2項は、実演家としての録音・録画権を有する者の許諾を得て録画された実演については、送信可能化権の対象外とするものと規定されている。従って、放送局は、その番組を製作するにあたって、そのコンテンツを二次使用することを前提に、出演者からその実演についてこれを放送することの許諾のみでなく、複製及び送信可能化することについての許諾も受け、その分のライセンス料を実演家に支払って、そのコンテンツをインターネット上で二次利用することが可能である。すなわち、実演家の権利との関係でいえば、著作権法93条及び94条頼みの現状のライセンス実務をまず改めるべきである。テレビ番組でのレコードの使用についても、「放送」とされた場合の二次使用料と「送信可能化」とされた場合の許諾料がアンバランスであることが、放送番組での過剰なレコード音源の使用と、これを送信可能化する場合の権利処理コストの過剰性を呼び込んでいる。レコードの送信可能化等についても強制許諾制度を導入するなどにより上記アンバランスを解消するか、放送局からなる団体とレコード会社からなる団体とで協議をして「放送」の場合の二次使用料を引き上げる代わりにテレビ放送を「送信可能化」する場合には合理的な価格でレコード音源の使用を許諾するシステムを構築する等の施策が必要である。</p> <p>録画ネット事件からまねきTV事件に至るまでの近時の訴訟を見る限り、テレビ局は、東京キー局の番組を関東広域圏外の住民が視聴することを忌み嫌っており、放送コンテンツのインターネット上での二次使用を放送事業者又はその関連会社に限定した場合、東京キー局の番組をインターネット上で視聴できるのは関東広域圏内の住民に限定されるようないびつな仕組みができかねない。そのような地方住民の知る権利並びに文化的な発展を阻害するようなシステムを21世紀に導入すべきではない。</p>	取引市場
51	有識者団体	<p>デジタル・コンテンツの流通促進を図るためには、著作権法違反を理由とした管理の前に、まず、デジタル・コンテンツの流通時における著作権者の意思表示のルールを確立し、意思表示についてのシステムに関する技術開発を行うべきであると考えます</p>	<p>デジタル・コンテンツの流通にあたっては、双方向且つアマチュアも気軽に参加でき、創作者・視聴者が評価し、評価されるインターネットの動画サイトが重要な舞台となると考えられます。産業の視点からみれば、かかる動画サイトは著作権問題を包含しており、これを野放しにして良いとは言えませんが、それ以上に動画サイトが、創作者層の階層を広げ、ひいては日本コンテンツの質を支える土壌を構築していく役割を背負うことになると考えられます。</p> <p>一方、デジタル・コンテンツは、商業アニメのように当初から商品として制作され、著作者(著作権者)が管理された状態で流通させたいものと、アマチュアが公衆からの名声を得ることのみを目的とし、またはプロモーションの目的とするため、著作者がその配信に商業的対価を求めないものと二分されます。</p> <p>したがって、著作権法違反を理由とした管理の前に、まず必要なのは、著作者の意思表示であると考えます。例えば、著作者自らが、動画サイトのような場に流通させる場合に、他人が行う複製・伝達行為を許すか許さないかの意思表示をコンテンツに埋め込めるようにする等です。</p> <p>もちろん、著作権法がコントロールする複製、伝達、加工のどの段階まで許諾するか、または意思変更する、といったきめ細かな意思表示システムを構築できなければ利用してもらえない、という問題があると思われませんが、幸いにも日本には技術がありますので、使い勝手のよい、意思表示システムを構築し得る技術開発に挑戦することが重要であると思われれます。</p>	取引市場

52	有識者団体	<p>本中間答申第2章「コンテンツ取引市場の形成と、取引の活性化に向けて」における提言は、「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」(平成19年6月14日付諮問第12号)、知的財産戦略本部「知的財産推進計画2007」及び「知的財産推進計画2008」、並びに、自由民主党・知的財産戦略調査会「デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会」等に共通する問題意識を看過したもので、コンテンツの流通を促進するための問題解決を喫緊のものとして捉えていない上に、かかる解決のためにはどのような「法制度」とすることが必要かという観点が大きく抜けていると言わざるを得ない。</p> <p>そのため、情報通信審議会が、独自の問題意識に拘泥することなく、現実を直視して、コンテンツの競争力を強化するためにはどのような法制度が必要であるかについて、再度早急に検討することを求めるものである。</p>	<p>本中間答申第2章「コンテンツ取引市場の形成と、取引の活性化に向けて」は、本中間答申の表紙及び46ページに記載されている通り、「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」(平成19年6月14日付諮問第12号)に対するものである。同諮問は、コンテンツ流通の促進を図るためには、権利の分散などの様々な課題について「可能な限り早期に」解決することが必要であることに鑑み、「コンテンツの競争力の一層の強化を図るための法制度の在り方」(下線は当フォーラムによる。)について答申した。</p> <p>にもかかわらず、本中間答申の提言は、例えば当フォーラムの提言については「慎重かつ時間をかけた検討が必要」(87ページ)とするのみで、「法制度の在り方」について真摯に検討のうえ提言しているとは考えられない。そして、本中間答申の提言は、コンテンツ取引の促進について、「民間主導により様々な試行錯誤と創意工夫を積み重ねていくことを基本的な姿勢として」(93ページ)、今後は、「まずは民間主導による、…三つの取組を促進」し、その「効果を検証していくべき」と結論付けているが(100ページ)、かかる取組・検証がどのように諸課題の可能な限りの早期解決に結びつくかについての言及が一切ない。</p> <p>このように、本中間答申の提言内容は、同諮問の、諸課題を「可能な限り早期に」解決しなければならないという問題意識が欠けており、コンテンツの流通を促進するための問題解決を喫緊のものとして捉えていない上、かかる解決のためにはどのような「法制度」とすることが必要かという観点も抜けていると言わざるを得ない。</p> <p>また、同諮問は、諮問理由において、「グローバル市場におけるICT産業の競争力を高め」る等のために策定された総務省「ICT国際競争力強化プログラム」(平成19年5月22日)が、「次期通常国会に向け『コンテンツ競争力強化促進法(仮称)』を検討し、コンテンツ流通の一層の促進を図ること」としたことを踏まえ、答申を希望する時期を平成20年1月とした。しかしながら、本中間答申は、上記答申を希望する時期に間に合わなかったことについて特段の理由を示すこともなく、成20年6月27日になって漸く取り纏められたものである。このことから、本中間答申は、コンテンツの流通を促進するための問題解決を喫緊のものとして捉えていないと言わざるを得ない。</p> <p>さらに、本中間答申の提言内容は、同諮問のみならず、知的財産戦略本部が決定した知的財産推進計画や自由民主党・知的財産戦略調査会「デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会」における問題意識をも看過したものである。</p> <p>すなわち、上記総務省「ICT国際競争力強化プログラム」も踏まえて策定された「知的財産推進計画2007」においては、「デジタル化や国際化が進展し、本格的な知の大競争時代を迎えているが、コンテンツ分野においては、依然世界のスピードある変化に対応できていない等の我が国の問題点を克服し、今後、コンテンツ産業の国際競争力を強化するためには、「新しい保護ルールや流通環境を時代に先んじて整える」必要がある」という問題意識から、世界「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を2年以内に整備する」とした。同計画に引き続き、本中間答申の前に決定された「知的財産推進計画2008」においても、「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備」と決定された。このように、デジタル・コンテンツの流通促進は、我が国の喫緊の課題であり、時代に先んじた最先端の法制度等による解決策が早急に策定される必要がある。</p> <p>また、自由民主党政務調査会・知的財産戦略調査会「デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会」においては、デジタル・コンテンツの流通促進について、(今後修文の可能性はあるものの)「本小委員会としては、昨今のスピードの速い国際競争の下で我が国のコンテンツ産業を早急に拡大していくためには、契約による対応を待つだけでは時機を失することになりかねないことから、何らかの法的枠組みの構築が必要と考える」旨の中間論点整理(案)が、本年7月16日に提示された。</p>	取引市場
----	-------	--	---	------

			<p>このように、知的財産戦略本部「知的財産推進計画」及び自由民主党・知的財産戦略調査会「デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会」は、スピードの速い国際競争の中、コンテンツの流通促進を図ることが喫緊の課題であることを前提として、そのために最先端の法制度(等)を早急に整備・構築するべきと結論づけている。しかしながら、本中間答申の提言内容が、かかる問題意識を共有していないと言わざるを得ないことは、上述したところから明らかである。</p> <p>当フォーラムは、知的財産戦略本部「知的財産推進計画」及び自由民主党政務調査会・知的財産戦略調査会「デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会」と共通の問題意識に基づき、(民間における様々な取組・諸努力は高く評価されるべきことはもちろんであるもの)デジタル・コンテンツの流通促進策について各国がしのぎを削っている中で、特にインターネット上におけるコンテンツ流通の促進が我が国コンテンツ産業の振興にとって急務であることを考えれば、契約による処理に時間を費やしている余裕はないと考え、ネット法という特別立法による解決を提言した。本中間答申の提言が、そのような当フォーラムの問題意識を踏まえることなく、ネット法の提言を「慎重かつ時間をかけた検討が必要」とのみコメントしたことは、極めて遺憾である。また、こうした結論に至る前に当フォーラムからヒアリングをしなかったという手続面においても、公平性・妥当性を欠くものである。</p> <p>当フォーラムとしては、情報通信審議会が、独自の問題意識に拘泥することなく、現実を直視して、コンテンツ産業の競争力を強化するためにはどのような法制度が必要であるかについて、再度早急に検討することを求める</p>	
53	有識者団体	<p>本中間答申は、権利者の許諾権手続がコンテンツ流通の妨げになっているのではないかといった問題意識及び当フォーラムの提言するネット法を否定する指摘のみを摘示し(56、57及び86ページ)、放送コンテンツのマルチユースの現状を論じる項目においても、前者の問題意識が正しい事実認識に基づいているかについて疑問を呈している(51ページ)。</p> <p>しかしながら、これらの摘示は、偏った検討に基づくものである上、本中間答申の他の部分における指摘とも矛盾し、かつ、その理由付けに強い疑問があると言わざるを得ない。そのため、情報通信審議会が、当フォーラムの提言について、様々な立場の者から広く意見を聴取した上で、再度早急に検討することを求めるものである。</p>	<p>公の委員会においては、当然のことながら、様々な立場の者から広く意見を聴取した上で検討を行うべきである。デジタル・コンテンツの流通促進策についても、例えば、当フォーラムの提言を賛成する者と反対する者がおり、それが明らかな者と必ずしもそうでない者が存在するが、これら多くの者からの意見を聴取するのだから、委員会での検討が偏ったものとなってしまう虞がある。</p> <p>デジタル・コンテンツの流通促進策について検討を進めている自由民主党政務調査会・知的財産戦略調査会「デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会」においては、当フォーラムのメンバー、当初より当フォーラムの提言に反対する立場であることが明らかであった権利者団体の代表の方他にも様々な関係者がヒアリングを受け、政府・知的財産戦略本部「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」においても、(また同促進策についての検討を具体的に行う会合が始まったところではあるもの)当フォーラムのメンバーとこれに反対する権利者団体の代表の方が参考人として意見聴取を受けている。</p> <p>しかるに、情報通信審議会情報通信政策部に設けられた「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」における議論を基に作成された本中間答申は、当フォーラムの提言では「流通が拡大しないことをこの審議会では確認している」(56及び57ページ)などと結論付けている。</p> <p>しかしながら、当フォーラムのメンバーが同検討委員会からヒアリングやその要請を受けたことすら一切ない。このように、提言している当事者から説明を受ける機会すら一切設けようとせずに行った検討は、先ず結論ありきの、偏ったものであると言わざるを得ない。例えば、本中間答申は、当フォーラムの提言について、「コンテンツの利用、配給に関して…権利者の発言権を封じる」(57ページ)との指摘を記載している。しかし、当フォーラム作成による『『ネット法』の政策提言に関する補足説明」(<a href="http://digitalcontentforum.com/pdf/followup_explanation.pdf">http://digitalcontentforum.com/pdf/followup_explanation.pdf</a>)にも明記しているように、ネット法では、ネット権者又は許諾を得た者の利用等が権利者の名誉・評判等を害する場合等には、その権利者は異議を述べられるものとするを想定している。当フォーラムのメンバーがヒアリングを受ける機会すらなかったことから、このような誤った認識に基づいた検討が行われてしまったのである。</p>	取引市場

			<p>また、本中間答申は、上記の結論を導くにあたって、「権利処理が煩雑だったことは一度もない」(56ページ)、関係者がインターネット配信を「拒絶したことも一度もない」(86ページ)との指摘や、権利者が許諾権を「排除することについて合意することはあり得ない」(86ページ)といった指摘を記載し、「議論の過程において、通信事業者はじめ関係者等からの特段の異論は見られなかったと考えられる」(86ページ)とする。</p> <p>しかしながら、例えば、自由民主党政務調査会・知的財産戦略調査会「デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会」においては、ヒアリングを受けた放送事業者等から、インターネットで配信するための権利処理が非常に煩雑であり、実際に権利者から許諾をなかなか得られない旨の発言がなされている。また、コンテンツの権利者からも、デジタル・コンテンツの世界では、できる限り多くのコンテンツを、過去のものも含めライブラリーとして揃える必要があるが、あと2年でその勝負は決まるところ、民間の契約では到底間に合わない。我が国が取り残されないためには、ネット法を制定するしかない旨の発言が明確になされているところである。</p> <p>様々な立場から広く意見を聴取すれば、このような実例・意見が存在することが明らかになるにもかかわらず、「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」においては、このような(当然行われるべきはずの)幅広い意見聴取をせずに、偏った検討が行われたのである。</p> <p>さらに、本中間答申は、当フォーラムの提言に関わる部分においては、例えば、放送番組がネット上へ流れないのは、「ネットでのニーズが弱い」(56ページ)こと等が原因ではないかとの指摘を記載している。しかるに、本中間答申は、別の箇所においては、「ビデオ・オン・デマンドサービスなどでは、地上放送のプライムタイムのドラマなどを見たいというニーズが非常に高い」(73ページ)、「iTunesでは、1億以上の放送コンテンツのダウンロード実績がある。特に見逃し視聴など、地上放送の人気コンテンツに関するニーズは非常に高い」(73ページ)、「ブロードバンド事業者には、放送コンテンツに対するニーズ、取引市場に対するニーズは、極めて高く存在しており、将来的にはさらに高くなると認識」(74ページ)、「一旦放送された放送コンテンツに対するニーズの高さが指摘されたところである」(93ページ)等と記載した上で、「ブロードバンドの二層の高速化と普及等の状況変化に伴い、インターネットでの配信市場を始めとした新たな市場において、放送コンテンツ、特に地上放送コンテンツに対するニーズが見出される可能性は非常に大きい」(94ページ)と捉えるべきである旨結論付けている。</p> <p>このように、本中間答申は、当フォーラムの提言に関わる部分と、それ以外の部分とで、明らかに矛盾した指摘・記載があり、別の箇所における指摘・記載を踏まえれば、当フォーラムの提言について、別途の結論が導かれるかもしれないにもかかわらず、そのことを一切考慮せずに、一方的な結論付けを行っている。</p>	
54	有識者団体		<p>さらに、本中間答申は、例えば、放送コンテンツのマルチユースの現状を論じる項目において、許諾権の存在がコンテンツ流通の阻害要因であるといった指摘が、正しい事実認識に基づいているかについて疑問を呈しているが(51ページ)、その理由として、本中間答申で挙げられているのは、米国における脚本家によるストライキの事例である(50及び51ページ)。しかしながら、米国は、いわゆる「契約社会」であり、コンテンツの流通・利用に関しても、細部にわたって契約で定めることが過去から行われてきた上、これを支える(弁護士の数を含む)インフラが存在する。しかしながら、我が国はこのような状況になく、事情が大きく異なる。かかる歴史、慣行、インフラの差違を一切捨象して、上記のような疑問を呈することはできないのではないと思われる。</p> <p>以上のように、本中間答申は、偏った検討に基づくものである上、本中間答申の他の部分における指摘とも矛盾し、かつ、その理由付けに疑問があると言わざるを得ない。そのため、当フォーラムとしては、情報通信審議会が、当フォーラムの提言について、様々な立場の者から広く意見を聴取した上で、再度早急に検討することを求める。</p>	取引市場

# 権利者団体

意見番号	意見提出者	ご意見等	理由	分類
55	権利者団体	「ダビング10」開始の前提条件であった「クリエイターに対する対価の還元」の具体策において、関係者間での早急な調整と対応を求める。	今日無事「ダビング10」の実施に至っているのは、消費者の利便性向上に配慮した、我々権利者の譲歩に他ならない。 「対価の還元」の必要性は本審議会における共通認識であり、それが「補償金」ではないと主張する関係者に対しては、代案としての具体策を示す責任がある。 今後は、私的録音録画補償金制度の議論と、ダビング10での対価の還元の議論とを切り離し、補償金においては文化庁文化審議会での早期合意形成に向け、明確な期待感を持てる検討が進められるように、一方で本審議会においては、創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境の具体策について、それぞれ調整と対応を求める。	対価の還元
56	権利者団体	○第五次中間答申に至るまでの過程において尽くされた議論の意義を踏まえた検討が、引き続き進められることを望む。	○いわゆる「コピーワンス」の問題に端を発し、2006年9月に「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」が設置され、当センターからの委員も含めた権利者、消費者、放送事業者、メーカー及び有識者など関係者が参加したところである。いわゆる「ダビング10」の提案までの過程や、その開始期日確定に至る過程において、それぞれの立場から、尽くす限りの議論が重ねられたところである。このような過程を経た議論の中身を重視すべきである。 ○このような過程を経た、いわゆる「ダビング10」の提案や、その開始期日確定は、関係者の並々ならぬ努力と議論の積み重ねによる信頼関係の上に成り立ったものであり、情報通信審議会における共通認識であるところの、「コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること」及び「その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること」との意義は、改めて確認される必要がある。 ○以上を踏まえ、第五次中間答申にも述べられているように、文化審議会における「私的録音録画補償金制度」に係る検討の早期合意形成に向けて、より一層強い期待感を持つことができる検討が、情報通信審議会において進められるとともに、創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境の具体的な在り方について検討が進められるよう望む。	対価の還元
57	権利者団体	第五次中間答申に至るまでの過程において尽くされた議論の意義・経緯を踏まえた検討、特に、既にこれまでの議論において確認されている「創造に関与したクリエイターへの適正な対価の還元」に関する具体策についての検討が、早急に進められることを望みます。	・「ダビング10」の開始期日確定は、第四次中間答申における共通認識の一つである「消費者の利便性向上」の実現を優先するという観点から、関係者の並々ならぬ努力と議論の積み重ねによる信頼関係の上に成り立ったものです。但し、第五次中間答申にも述べられているように、結果的に「消費者の利便性向上」という共通認識のために「コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること」及び「その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること」に関する共通認識(本文7頁下から12行目)を脇に置く形で、開始期日確定を優先させたという経緯がございます。 ・2006年9月に「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」が設置されて以降、いわゆる「ダビング10」の開始期日確定に至るまで、議論が重ねられてきていますが、今後の議論においては、上記のような経緯を踏まえ、従来までの情報通信審議会における共通認識であるところの「コンテンツを尊重し、これを適正に保護すること」及び「その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること」の意義について、今まで以上に認識される必要があると考えます。すなわち「消費者の利便性向上」という観点から「ダビング10」開始期日確定を優先することに理解を示して行動した権利者、クリエイターに被害が及ぶようなことがないよう「適正な対価の還元」についての具体策が一刻も早く議論され、実現されることが、急務であると考えます。	対価の還元
58	権利者団体	より上質の創造サイクル実現のために第五次中間答申に至るまでの過程において尽くされた議論の意義を踏まえた検討を早急に具体化することを望む。	「ダビング10」実施にあたり、権利者、消費者、放送事業者、メーカーおよび有識者など関係者が人と時間をかけ議論された過程を充分尊重した具体化を早急に行うべきと考える。 具体化に当たっては「コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること」及びその創造に関与したクリエイターが適切な対価を得られる環境を実現すること」を関係者間で改めて認識して頂きたい。 また、報告書の今後審議に参加する全ての関係者は、ブロードバンド上の映像配信市場に関して具体的な提案を求められた者を含め「コンテンツ大国の今後を支える才能ある多くの若者が、コンテンツ創造に関わる仕事を選択するインセンティブを絶やさない」という観点に立って、このための「適正な対価の還元」の具体策について、当審議会の場に於いて真剣に検討を行っていくべきである。放送コンテンツの制作に携わったクリエイターが、その活動に相応しい権利と、権利に応じた適正な報酬を得るための環境整備は、「適正な対価の還元」を実現する上で最も基本的な事項であり、このためのインフラ整備や、ルール整備に重点的に取り組むべきであるとした点を早急に具体化して欲しい。さらに、具体化のために関係省庁の速やかな連携を望む。	対価の還元

59	権利者団体	<p>2011年にはデジタル放送へと完全に移行し高品質の映像を劣化することなくコピー出来る状況で、「ダビング10」は私的利用の範囲を逸脱しており、コンテンツの価値を大きく減じることになると考えます。一般の視聴者から見た場合に「9回までのコピーを許容した」と取られかねず、その発意と責任においてアニメ製作を行う権利者の正当な頒布機会が阻害されるとすれば本意ではありません。</p> <p>また、「ダビング10」導入における権利者補償とされる私的録画補償金についても、自らリスクを負って作品を製作する権利者へは十分に補償されていない現状で、ブルーレイへの課金を決めたとてそれが「ダビング10」導入に対する担保とは成り得ません。私的録画補償金は、あくまで一般の視聴者が放送された作品を自らの鑑賞のために「私的に複製」することに対する権利者への還元であり、前述のとおり私的利用の範囲から逸脱する「ダビング10」との取引材料とされる印象を与えることは遺憾であります。</p> <p>現在のアニメビジネスは、放送を行っただけでは権利者は利益を得ることはなく、その後の二次利用、主にDVDの販売・レンタルによって製作差損を回収する構造になっています。今後は、ブロードバンドによる配信が、DVDと市場を分け合いつつもいまま少し総体を広げていくことになると予想されています。ですが、「ダビング10」は、現行のビジネスモデルだけでなく、これから広がるであろうビジネスモデルの芽を摘むことになり、アニメ業界にとっては大きなデメリットとなる可能性があります。一般視聴者への配慮を優先するあまりに産業への配慮をなくせば、結果としてアニメ作品が製作されなくなり、最終的に不利益を被ることになるのは一般視聴者、ということになります。</p> <p>ただし、デジタル放送に移行することでアナログ放送よりも不便となることについて、一般の視聴者に対して一定の配慮を行うことは重要な観点であります。そのために、「コピーネバー」「コピーワンス」そして「ダビング10」を、権利者が作品ごとに指定できるシステムが前提として必要です。放送されるアニメ作品を、その性質によって権利者がコントロールすることと補償金を組み合わせることによって、初めて「ダビング10」を権利者が受け入れることが出来ると考えます。</p>		対価の還元
----	-------	---	--	-------



60	権利者団体	<p>「対価の還元」の具体策を提示する期限を明確にすべきです。 もし早期に適切な具体策が提示できない場合には、補償金制度が適切であるとの結論や著作権者が複製禁止を選択できる著作権保護方式の採用も含め、明確な結論を早期に提示すべきです。 また、具体策の検討に当たっては、デジタル放送における複製行為の実態(デジタル放送の複製はHDDへの録画であること、HDDの大容量化・ホームサーバー化、アナログ出力からの複製に関する著作権保護技術の機能等)を踏まえ、デジタル放送に着目した検討・提案を行うべきです。</p>	<p>貴審議会第4次中間答申では「著作権保護方式の見直し」の項目の中で、「適正な対価を得られる環境の実現」をコピーワンスの見直しと並べて掲げていました(21頁)。 それに対し、当協会は、コピーワンスの緩和に強く反対する意見を提出させていただきましたが、残念ながら貴審議会第5次中間答申(以下「本答申」といいます。)には反映していただけませんでした。それどころか、コピーワンスの緩和がすでに実施されてしまったにもかかわらず、本答申には「適正な対価の還元」について、何ら具体策が記されていません。 本来、並べて書かれていたコピーワンス緩和と適正対価の還元は同時に実現されるべきものでありますが、本答申では、後者については「当審議会の場において真剣に検討を行っていくべきである。」(8頁)と述べるに留まっています。このように、対価還元策の実施はおろか、具体策の影も形も見えていない状況はまったく納得いかないものです。 しかも「この検討状況については、当審議会として毎年公表することとする。」(8頁)と記されているのを見ると、いつになったら対価還元の具体策が提示されるのか、不安になりますので、具体策公表までの期限を区切った審議を要望いたします。 ところで、第4次中間答申以降、私的録画補償金制度によらない「対価還元策」を主張される方々には、その検討期間が十分あったのですから、すでに具体案を当然お持ちだと思われれます。 したがって、当協会は「検討状況」ではなく「具体策」を、しかも1年以内に公表されることを強く要望いたします。そして、1年以内に「具体策」の提案がなくこれを公表できない場合には、現行制度の中でもっとも現実的な対策であると考えられる私的録画補償金制度を利用した対価の還元が適切であるとの結論や著作権者が複製禁止を選択できる著作権保護技術の採用等、明確な結論を公表するよう強く要望いたします。 なお、対価還元策につきましては、いわゆる「ダビング10」の下でのデジタル放送における複製行為の実態を踏まえた検討が必要です。 デジタル放送の録画は、その多くがHDDレコーダーやパソコンに内蔵又は外付けされたHDDを記録媒体とするケースが多くなってきています。そして、大容量の外付HDDをホームサーバーとして、そこに多くのコンテンツを録画し保存するという利用もあります。 また、「ダビング10」という名称にもかかわらず、アナログ出力からの録画については、ダビング回数が無制限であるという事実もあります。 さらに、録画専用機器であるTVチューナーカードについても、これを取り付ける対象がパソコンであるというだけでなら対価還元の方策が設けられていないという状況もあります。 これらの状況を踏まえた「対価還元の具体策」を速やかに公表されることを強く要望いたします。</p>	対価の還元
61	権利者団体	<p>いわゆる「ダビング10」は、貴審議会の答申に従って実施され、ハードメーカーが深くかかわって策定されたルールですから、貴審議会とハードメーカーの責任においてその実効性の完全なる確保を実現していただくよう強く要望いたします。また、ルールの実効性確保に当たっては、民間ルールによる解決のみに委ねるのではなく、権利者を含めた関係者全員が、必要な場合には公権力の行使を通じて法的手段等により著作権保護技術の回避・無効化を実効的に阻止できるための制度的枠組の整備も必要と考えます。</p>	<p>1. 著作権保護技術の意義 「テープ録音事件」ドイツ連邦通常裁判所判決の説くように、録画という新たな著作物の利用は、本来、著作権者に帰属するものですから、著作権者の意に反する利用を防止又は抑止するために著作権保護技術を選択し用いることは、本来、著作権者の自由の属すべきものです。 貴審議会第5次中間答申(以下「本答申」といいます。)10頁では、「コンテンツ大国」に相応しいコンテンツの製作・流通の促進のためには、「コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること」が必要である、との共通認識に達した」と記されています。 確かに、著作権法を産業振興法と位置づける米国著作権法に関する学説では、「コンテンツの製作・流通の促進」を著作権制度や著作権保護技術の正当性の根拠とする説もあり(インセンティブ論)、わが国でも同様に捉える学説があることも承知しています。 しかしながら、わが国の著作権制度は「文化の発展」(著作権法1条)を目的とする文化保護法であり、各々の著作物の有する価値を正当に保護することこそ目的と解すべきと考えます。著作物の持つ価値を正当に保護した結果、「コンテンツの製作・流通」が促進されるかもしれませんが、それを目的と捉えるべきではありません。 著作権保護技術は、事実上排他性がない著作物に対し有体物と同様に排他性を付与することによって、著作物の持つ価値を正当に保護するものです。そして、このような技術の進歩は肯定的に評価されるべきもので、技術によって生じた事実上の排他性を、法的に裏打ちするエンフォースメントも必要だと考えます。</p>	対価の還元

62			<p>2. エンフォースメントの在り方について</p> <p>(1) 制度的担保の必要性について</p> <p>当協会は、貴審議会の第4次中間答申に関する意見募集に対し、いわゆる「ダビング10」への著作権保護技術緩和に強く反対する意見を提出させていただきましたが、残念ながら本答申に取り入れていただけず、本年7月4日から実施されました。</p> <p>「ダビング10」の必要性自体に大きな疑問があるという当協会の意見はこれまでと変わるものではありませんが、かかる技術が一旦導入されてしまったからには、「ダビング10」実施により権利者が受忍しなければならない制限・不利益を、当該枠組において想定されている範囲内最小限に抑えること、またその努力を行うことが必要不可欠と考えます。</p> <p>したがって、著作権保護技術が回避・無効化された場合に関し、民間ルールによる解決のみに委ねるのではなく、権利者を含めた関係者全員が、必要な場合には公権力の行使を通じて法的手段等により実効的に阻止できるための制度的枠組の整備が不可欠なのではないでしょうか。</p> <p>ただし、エンフォースメントの在り方についての利用者の利便性のみを過度に重視し、十分なコンテンツ保護手段(技術の実効性確保や対価補償を含む)が講じられないまま、拙速にすべての暗号化技術を外すことにも慎重であるべきだと考えます。たとえば、パソコンでのコピー制御のために暗号化技術以外の方法がないならば、暗号化技術を用いるか、制度上パソコンに録画機能を付けられないようにする必要があると考えます。</p> <p>(2) 「制度」エンフォースメントの受信機メーカーの負担について</p> <p>本答申43頁から44頁では、「受信機メーカー等の技術開発や商品開発の活動に不要な制約を与えることなく、かつ「対象機器」の外縁を明確化するルール策定は困難ではないか、との指摘がある。」とされています。しかしながら、この点、特にハードメーカーは、何らかの著作権保護技術が用いられていることを前提として権利者への補償の必要性を否定しようとする立場にあるのであり、かかる主張を行うのであれば、積極的に著作権保護技術の実効性の完全な確保を行うよう強く要望いたします。いわゆる「ダビング10」は受信機メーカーが深くかかわって策定されたルールであり、そのルールを守ることが「不要な制約」というのは理解不能です。</p> <p>(3) エンフォースメントの趣旨について</p> <p>本答申44頁には、「エンフォースメントの趣旨が、悪意でルール違反の機器の製造・販売を行う者を取り締まる点にあり、善意の製造者等が行う技術開発や製造販売活動を萎縮させることは厳に避けるべきことは言うまでもない。」としています。</p> <p>しかし、当協会はこのようには考えません。著作権保護技術は気休めに用いられるものではなく、著作権を保護するために用いられるものですから、エンフォースメントの趣旨は実効的に著作権を保護することにあります。したがって、著作権保護技術が機能しない機器があった場合に「開発者は善意だったのだから」といつて笑って済ませられるものではありません。</p> <p>もちろん、故意がない場合には原則として刑罰が科せられないのは当然ですし、無過失の場合に民事責任を負わないのが原則であることも理解できます。</p> <p>しかし、貴審議会が関与して策定された著作権保護技術が機能しない機器を、そうと判明した後もそのまま販売するようなことは許されるべきではないと考えます。</p> <p>本答申44頁では「ソフトのバグにより結果的にルール違反機器が出る可能性がある」として「萎縮効果」を懸念しているようですが、そのような問題は過失責任の原則等一般原則によって充分配慮されているのであり、バグがあることがわかった後もバグを放置したまま商品を販売しつづけることを正当化するものではないと考えます。</p> <p>したがって、バグを放置した機器の販売を禁止する等、著作権保護技術の実効性を確保する制度的エンフォースメントを強く要望いたします。</p>	エンフォースメント
63	権利者団体	デジタル放送におけるコンテンツ保護ルールの担保手段のあり方について「制度」エンフォースメントとしての対応についても、速やかに検討が進められることを望みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの不正流通は「コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること」及び「その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること」という共通認識に背くものであり、実行性のあるエンフォースメントが強く期待されるところで。</li> <li>・そのため、デジタル放送に係るコンテンツの不正流通を防止し、抑制するための、コンテンツ保護ルールの担保手段については「技術・契約」エンフォースメントのみならず「制度」による対応(あるいはその併用)についても可及的速やかに検討が進められることを望みます。</li> </ul>	エンフォースメント

64	権利者団体	○放送コンテンツの不正流通の防止や抑止のため、コピー制御ルールの担保手段のあり方について、法的規制に基づく制度的対応(制度的エンフォースメント)も、速やかに検討が進められることを望む。	○コンテンツの不正流通は、情報通信審議会の共通認識であるところの、「コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること」及び「その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること」という二つの基本的姿勢を否定するものである。コピー制御ルールの担保手段の在り方を検討するにあたって、この共通認識が前提となることは、改めて確認されるべきである。 ○情報通信審議会において検討することとなる、放送コンテンツの不正流通を防止し、抑止するコピー制御ルールの担保手段については、基幹放送である無料の地上デジタル放送の性格にも鑑み、現状の「技術・契約」によるB-CAS方式が事実上破綻しつつあることから、法的規制に基づく制度的対応(制度的エンフォースメント)についても可及的速やかに検討が進められることを望む。	エンフォースメント
65	権利者団体	放送コンテンツの不正流通の防止や抑止のため、コピー制御ルールの担保手段のあり方について、法的規制に基づく制度的対応も、速やかに検討されるべきである。	コンテンツの不正流通は、本審議会の基本姿勢である「コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること」、「その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること」という総意に反するものである。コピー制御ルールの担保手段の在り方を検討するにあたり、再度この点を念頭に置いた議論が進められるべきである。 なお、放送コンテンツの不正流通を防止し抑止する、コピー制御ルールの担保手段については、基幹放送である無料地上デジタル放送の特性から、現行の「技術・契約」によるB-CAS方式は馴染まず、また同方式が事実上破綻しつつあること、その他のDRM技術にも限界があることから、「法的規制」による対応の早急な検討を求めたい。	エンフォースメント
66	権利者団体	デジタル放送におけるコピー制御ルールとその担保手段の現在のエンフォースメントを「制度的エンフォースメント」にすべきである。	コンテンツの不正コピーは「コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること」及び「その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること」という二つの基本的姿勢を否定するものである。現行エンフォースメントではB-CAS方式が事実上破綻しつつあることから「制度的エンフォースメント」による対応が早急に必要と思う。	エンフォースメント
67	権利者団体	○コンテンツ取引市場の形成と、取引の活性化に向けて、引き続き議論や検証が進められることを望む。	○実演家をはじめとする権利者の許諾権を制限し、コンテンツの流通促進を図ろうとする提案がなされているところである。しかしながら、許諾権は実演家及びその関係者がビジネスを行い、実演の価値を最大化するために必須のものであり、しかも、これまで実演家等権利者による権利行使が、コンテンツの円滑な利用を阻害したことはない。 ○また、情報通信審議会の議論においても、放送事業者から、放送事業者は許諾権を制限する提案を歓迎していないこと、このような提案は、コンテンツに係る関係者の発言権を封じるコンテンツ文化を軽視した発想であること、更には、関係者との信頼関係を崩し、番組製作に悪影響が出ることを懸念することなどの指摘も行われているところである(本文56頁以下、85頁以下)。 ○更に、第五次中間答申でも、具体的にコンテンツ取引市場を形成するにあたっては、まずは「自由な経済活動と、それによる民間取引の促進」が基本的な視点に据えられているところである。 ○当センターとしても、コンテンツ取引市場の拡大に向けて、集中管理の促進や権利者情報の整備・連携などについて引き続き努力を重ねる所存であり、情報通信審議会においても、放送コンテンツの取引・マルチユースの促進に向けたトライアルなどに関して、関係者による建設的かつ前向きな議論と検証が進められることを望む。	取引市場
68	権利者団体	コンテンツ取引市場の形成と、取引の活性化に向けて、許諾権の存在を前提とした議論や検証が進められることを望む。	・実演家における事前の許諾権の存在が、インターネット配信やその他コンテンツ流通の促進を妨げる要因となっているなどと、一方的な主張を展開して、権利者の権利を制限しようとする提案がある。 これは、コンテンツに係る関係者の発言を意図的に封じようとする発想であり、実演家等権利者は、権利行使によりコンテンツの円滑な利用を不当に阻害した例はない。 ・許諾権は実演家が創造のサイクル確立をめざし、権利者としての実演の価値を最大化するために必須なものである。 ・放送コンテンツの取引・マルチユースの促進に向けては、当団体も望むところであり、ルール形成について、関係者による建設的かつ前向きな議論と検証が進められることを望む。	取引市場

69	権利者団体	従来からの共通認識を見失わずに、コンテンツ取引市場の形成と、取引の活性化に向けて、引き続き議論や検証が進められることを望みます。	<p>・実演家等の許諾権を制限することによりコンテンツの流通促進を図ろうとする提案については、そのような許諾権の存在と、コンテンツの流通阻害との間に本当に因果関係があるのかを厳格に検討、検証されなければならないところ、そのような因果関係はないと言わなければならない、もしそのような提案を実現するならば、かえって「コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること」及び「その創造に関与したクリエイターが適正な対価を得られる環境を実現すること」という、情報通信審議会のそもそもの共通認識、及びこれにより目指すところである「多くの才能ある若者の、コンテンツを創造する職業を選択するインセンティブを絶やささないこと」という原理原則に反するということが改めて確認される必要がある。</p> <p>・上記のような、実演家等の許諾権制限という提案に対する否定的な指摘については、これまでの「議論の過程において、通信事業者はじめ関係者等からの特段の異論は見られなかった」(本文86頁、下から3行目)ものであり、そのような共通認識のもとに、引き続き、真にコンテンツ取引市場の形成と、取引の活性化のために何が必要なのかについて、前向きな議論と検証が必要と考えます。</p>	取引市場
70	権利者団体	中間答申概要22ページに記述されている、インターネットを特別視して権利者の権限を制約したとしても流通が拡大しない、との考えに賛同します。	ブロードバンド配信は、現行のDVDの販売・レンタルと市場的に食い合う存在であり、かつ利益率が大幅に劣っているのが現状です。既に、多くの会社が配信事業に参入しているにも関わらず、ほぼ全ての会社で利益が伸び悩んでいることをみれば明らかです。もし、権利制限をしたとしても、現在大きな問題となっている動画投稿サイトなどで大手をふって無料で作品を視聴されるだけであり、それらは権利者に一切の利益をもたらしません。インターネットが特別な流通路であるとの考えには全く同意できないものであります。	取引市場
71	権利者団体	次に、29ページに記述されている権利処理データベースについては、アニメという映画の著作物については、全くなじまない考え方であります。	アニメの利用を求める事業者は、人気作品には集中しますが、それらの利用、特に配信やDVD販売などについては、製作委員会などで自主的に事業展開しており、データベースに登録する必要はないというケースが殆どです。売れない作品ばかりを集めたデータベースになる恐れがあります。既に、アニメ製作会社等は、自社が関わった作品を自社ホームページにて掲載しており、問い合わせはそこで行われます。著作権管理団体として自ら権利管理を行うことが出来るのであればともかく、作品名検索などで製作会社がすぐに判明する現状ではデータベースの必要性を感じません。また、既に権利者が分からなくなっているような場合には登録するメリットがあるかもしれませんが、真正の権利者であることをどのように証明し、かつ異議を申し立てる者が現われた場合はどのように対応するのか、など問題点は多いと考えます。個人が全著作権を有する著作物については、個人ではフォローできない部分を代行でき大きなメリットがあるとも考えられますが、アニメについてはその要はありません。	取引市場
72	権利者団体	実演家をはじめとする権利者の許諾権を制限(剥奪)する試みに断固として反対する。	<p>傾向として、コンテンツに係る権利者に認められている許諾権が、あたかもコンテンツ流通の促進を妨げる要因であるかのような風潮があるが、これは単にニーズが弱いからであり、全くの筋違いである。</p> <p>許諾権は実演家及びその関係者がビジネスを行い、実演の価値を最大化するために必須のものである。本審議会における協議の中でも、これまで実演家等権利者による権利行使が、コンテンツの円滑な利用を阻害したことはない確認されている。</p> <p>放送事業者からも、実演家らの許諾権を制限することには賛同できないこと、関係者との信頼関係を崩し、番組製作に悪影響が出ることを懸念することなどの指摘も出されている。</p> <p>インターネットの流通だけ特別扱いし、そのコンテンツの利用に関して権利者の発言権を封じるとするのは、コンテンツ文化やそこに携わる関係者への軽視としか受け取れない。</p>	取引市場

# 放送事業者等

意見番号	意見提出者	ご意見等	理由	分類
73	放送事業者	<第1章 第2節 Ⅲ(2)① i) 検討の範囲 イ> 「今後の検討の対象は、地上デジタル放送等いわゆる『基幹放送』の分野に限ることとする」との提言に賛成いたします。	基幹放送と位置付けられる地上デジタル放送は、あまねく国民に放送を送り届けることが責務となっており、視聴者の日常生活に欠かせない基本情報を提供するという使命を担っています。地上デジタル放送で、今後も視聴者に高付加価値の放送コンテンツを提供し続けるには、一定のコピー制御が必要であることは、審議会での共通認識であると考えます。基幹放送として位置付けられる地上デジタル放送は、そのコンテンツについても特殊な位置付けと考えられることから、今後の検討の対象は、コンテンツ一般とするのではなく、基幹放送である地上デジタル放送に限るべきと考えます。	ダビング10
74	放送事業者	コンテンツ保護のルールやその担保手段について、今後の検討の範囲を、基本的に地上デジタル放送に限定することに賛成いたします。	地上デジタル放送は、国内ほぼ全ての世帯がサービスを利用できる環境整備を行うことにより、視聴者の日常生活に 欠かせない基本情報を提供する役割を持つ「基幹放送」であります。このような特徴を持つ地上デジタル放送についてエンフォースメントを規定することは、まさに喫緊の課題であり、検討範囲を地上デジタル放送に限定することが妥当だと考えます。	ダビング10
75	放送事業者	今後、審議会がダビング10に関するフォローアップを行う場合は、BS有料放送事業者と密接な連携を取っていただきたい。	WOWOWでは、「デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて(平成13年諮問第3号/平成16年諮問第8号 第四次中間答申)」(以下、「第四次中間答申」)への意見として示した、「コンテンツを保護する方式は、地上放送・衛星放送、無料放送・有料放送にかかわらず一本化するべき」という考え方が、視聴者の混乱を防ぎ、円滑にデジタル放送への全面移行を実現するものであると考えております。 しかし、関係者が相当の時間をかけて議論を尽くした結果を尊重し、地上放送における「ダビング10」実現に向けて自らの設備を改修いたしました。  「ダビング10」実現のために設備を改修していると同時に、BS受信機の大部分が地上放送と共用であることから、今後「ダビング10」に関する変更等が行われる場合は、BSにも多大な影響を与える可能性があります。  平成23年7月24日の期日までにデジタル放送への全面移行を実現し、視聴者の混乱を防ぐためには、地上・BS放送が一体となり各種の課題に取り組んでいく必要があります。	ダビング10
76	放送事業者	今回、ハードディスクレコーダーを利用した「ダビング10」が可能となり、その運用が開始されることとなります。弊社としては、特に、このハードディスクレコーダーが、「デジタル・コンテンツの流通の促進」にどのような影響を与えるのかを、今後、十分に留意すべきと考えます。	今後、ハードディスクレコーダーの大容量化が進み、録画関連のサービスが充実した場合、視聴したい番組が、既に、殆どの家庭のハードディスクレコーダー内に録画されていることが想定されます。更に、今回の緩和により、仮に録画し忘れた番組があっても、知り合いなどからコピーを入手可能で、これを実務的に止める手立ては存在しません。 このように、将来、視聴したい番組の殆ど全てが、手元にある可能性が高まる状況で、放送した後のコンテンツのビジネスが、果たして成立可能なのかという視点が重要と考えます。ビジネスが成立しなければ、「コンテンツ競争力」及び「コンテンツ流通」の土台が揺らぐこととなります。	ダビング10
77	放送事業者	著作権法における「私的使用」の範囲をもう一度確認する必要がある。その際、なぜこうした法律があるのかという立法趣旨を考えるべき。著作権者のインセンティブの確保は、他のページも含めて何度か記載があるが、著作権者及び著作権者となることを目指す人たちに夢のない議論が多く、概して産業論としての議論が先行していると危惧する。著作権は「文化」であると再認識が必要と思われる。	著作権法第30条にある「私的使用」は、あくまでも私的な複製に限られており、家庭内におけるタイムシフト視聴が主体と考えるのが妥当であろう。 一方、アナログ放送を同録・ダビングした映像は明らかに「偽札」であったが、デジタル時代の到来により「真札」を簡単に作ることが可能となり、海賊版は『本物と同等物』となった。 このため全ての番組(映画・スポーツイベントを含め)について、海賊版(商売としての海賊版は当然のことながら、個人がネットの動画サイトにアップしている「海賊版」等もある種深刻と言える)対策を放置することは、各種権利者から信頼を得られず、放送局にとって視聴者に訴求力のある放送コンテンツ確保が困難となり、かつ視聴者から見ても決して望ましいものではないと思われる。 既に放送番組以外の映像コンテンツ(ネットで流通しているコンテンツを含む)はコピーネバーを全ての消費者が受け入れていることを考慮すべきで、やるべきは「私的利用」の視聴者への理解促進が先であると考えます。	ダビング10
78	放送事業者	B-CASカードは現時点での唯一の選択肢であり、視聴者への負担については、「B-CASカード」の必要性の周知広報であると思われる。	基幹放送に「スクランブル」をかける事のは是非については、そもそも基幹放送に「スクランブル」をかけざるを得ない状況が継続的に発生しているからであり、権利者を守ることは放送局・受信機メーカー・視聴者の責務と考える。	ダビング10

79	放送事業者	(b)「ソフトのバグ…可能性があることは否定できない」とされているが、バグを無くすことができないという前提にたつのは安易と思われる。最大限、バグを無くす努力義務をきちんと明示すべき。	バグの起こる原因究明は当然のことであるが、一方でルール違反機器が出た場合の対応については、メーカーの責任度合いを斟酌して救済する手当を法の運用上考えればよい。	ダビング10
80	放送事業者	地上デジタル放送のコピー制御に関する今後の検討体制については、引き続き情報通信審議会の場合において継続検討していくことに賛成である。	今回のコピー制御に関する検討の対象は、地上デジタル放送という極めて公共性が高いメディアである。地上デジタル放送は、わが国のほぼ全世界に普及することを求められている、国民全体に及ぼす影響の極めて大きい「基幹放送」である。したがって、この基幹放送たる地上デジタル放送における権利保護の手段の検討については、当該地上デジタル放送の主管省庁たる総務省の情報通信審議会の場において行われることが妥当であるとする。その検討にあたっては、視聴者・消費者、メーカー、権利者及び放送事業者等、地上デジタル放送の在り方に密接に関連する関係各者、及び必要に応じてそれぞれ関係各者を主管する各省庁等が参加して、引き続き検討を行っていくことが望ましい。	ダビング10
81	放送事業者団体	I 第四次中間答申における提言の概要にありますように、「① デジタル放送のチューナーとハードディスク等が一体型の機器について」の条件で「デジタル放送におけるコピー制限の緩和」が提言され、所謂「ダビング10」が運用開始されました。今後のデジタル化への移行を考えますと、チューナーとハードディスク等が一体となっていない機器やアナログ受信機・アナログ録画機でデジタル放送を受信・録画する場合、引き続き、「コピーワンス」の制限下にあり、著しい不利益が生じることになります。このような機器の組み合わせに対しても「デジタル放送におけるコピー制限の緩和」が可能となるように検討を進めていただきたいと思います。	利用者の視聴あるいは録画形態が様々であります。現在では、ハードディスク非内蔵の受信機(テレビジョン受信機、チューナー、ケーブルテレビ用セットトップボックスなど)と録画機器との接続については、ダビング10の「デジタル放送におけるコピー制限の緩和」ができない状況下にあります。ケーブルテレビのように、セットトップボックスというチューナーを利用し、アナログ録画機で番組を視聴する相当数の利用者も存在しております。また、今後のアナログからデジタルへの移行期を考えますと、アナログ受信設備(テレビ、ビデオ)を引き続き利用し、デジタル信号をデジタル・アナログ変換コンバータなどにより視聴あるいは録画することが必要となります。このようなさまざまな視聴あるいは録画形態によって制限がされない、「いわゆるアナログ時代と同等の視聴や録画で放送を楽しむことができるよう」、デジタルでの「ダビング10」と同様の利用を可能とするための検討をお願いします。	ダビング10
82	放送事業者	<第1章 第1節 III (2)今後の進め方について> 「『適正な対価の還元』の具体策について情報通信審議会でも真剣に検討を行っていくべき」との提言に賛成いたします。	コピー可能回数を1回から10回に緩和することは、消費者、権利者、放送事業者、受信機メーカーなどの関係者が長時間の議論の末、それぞれの利害を超えて到達した結論です。また、コピー回数の緩和にあたっては、コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること、その創造に関与したクリエイターが適正な対価を得られる環境を実現することを、基本姿勢とすることは、共通認識としては昨年の第4次中間答申に盛り込まれた通りです。政府はコンテンツ大国の実現という目標を掲げていますが、コンテンツ大国に相応しい多様で豊かなコンテンツの制作・流通を促進するためには、「才能ある多くの若者が、コンテンツの創造に関わる仕事を選択するインセンティブを絶やさない」ということこそが重要であり、この視点に立ち、「適正な対価の還元」の具体策を議論する場としては、コンテンツに関する多様な関係者が参加する情報通信審議会が最もふさわしいと考えます。	対価の還元
83	放送事業者	「クリエイターに対する適正な対価の還元」は、コンテンツ産業の育成と流通促進のために必要不可欠な前提であり、他の審議会(文化審議会)での検討項目とはいえ、「補償金制度」に関して早期に合意形成がなされるよう推進すべきである。	補償金制度」以外の側面については情報通信審議会でも今後議論を進めることになっているが、現在のところ、著作権法に定める「私的録音録画補償金」こそが「クリエイターに対する適正な対価の還元」についての中心的な存在であり、デジタル時代において利用者と権利者の利害を調整し、コンテンツの流通促進に資する性格のものであることを考慮すると、「補償金制度」の合意形成がきわめて重要な役割を担っていると考える。	対価の還元
84	放送事業者	第4次中間答申におけるコピー制御方式の改善提案が、デジタル化の過程で、まず一步を踏み出すための「暫定的ルール」捉えられた点を評価いたします。このルールが、状況の変化に応じて適時見直す必要があるとの指摘に、賛同します。特に、放送コンテンツのクリエイターが、適正な権利とそれに応じた報酬を得られるような環境整備に重点的に取り組むべきである、との意見に賛成いたします。	今回の「ダビング10」実施の合意形成については、権利者側が「消費者の利便性向上」のために「補償金制度の検討」を、切り離す譲歩をした点が、重く見られるべきだと考えるからです。権利者の譲歩に報いるべく、「ダビング10」に固執することなく、引き続き「消費者の利便性の向上」、コンテンツ産業に対するインセンティブを確保するための「クリエイターに対する適正な対価の還元」、その手段としての「補償金制度」の在り方といった多様な論点で、今後の議論が行われ、制度の見直しが適時行われるよう希望します。コンテンツ大国の実現に資するための、よりよいルール作りはまだまだ道半ばであり、継続的な検討と見直しは不可欠なものと考えます。特に、我々放送事業者にとって、「コンテンツの創造に関わる仕事を選択するインセンティブを絶やさない」という観点は非常に重要であると認識しております。	対価の還元

85	放送事業者	<p>&lt;第1章 第2節 Ⅲ(2)①ii)検討の進め方 イ)&gt;          コンテンツ保護のエンフォースメントの選択肢として大別される「技術・契約」と「制度」について、比較検証していく手法に賛成いたします。</p>	<p>「技術・契約」と「制度」について、そのメリット・デメリットや論点を整理することが重要と考えます。          また、比較検証に際しては、45頁(4)検討スケジュール②「2011年のデジタル全面移行時までには、エンフォースメントの在り方が決まり、全面移行の時点では、その運用が開始されていることが望ましい」及び③「本中間答申から概ね一年を目処に、上記の方向性のいずれを採るかについて、一定の結論を得ることを目指して今後の検討を進める」との記述もあり、限られた時間を有効に使うためにも、2つの選択肢を並行して検討すべきと考えます。          さらに、検討を進めるに際しては、地上デジタル放送開始当初、「制度」によるエンフォースメントを採用することができず、「技術・契約」によるエンフォースメントを採用するに至った経緯や、その際、「技術・契約」と「制度」ともに議論が不十分であったことに留意して検討を進めるべきと考えます。</p>	エンフォースメント
86	放送事業者	<p>&lt;第1章 第2節 Ⅲ(2)②i)エンフォースメントの実効性&gt;          エンフォースメントの実効性を検討するに際しては、「技術・契約」によるエンフォースメントの手段の1つとして現行のエンフォースメントを行ってきた結果、本中間答申の第2節Ⅱ(1)②にi)視聴者の意識に関するもの、ii)コストと効果に関するもの、iii)いわゆる「基幹放送」に関わるもの、として記載されるような指摘を受けている点を勘案して検討すべきと考えます</p>	<p>2003年12月の地上デジタル放送の開始にあたって、著作権法および不正競争防止法の観点から「制度」によるエンフォースメントを行うことを議論しましたが、その実現には至らず、「技術・契約」によるエンフォースメントの手段の1つとして現行のエンフォースメントを選択した経緯があります。今後、エンフォースメントの実効性を検討するに際しては、こうした事実や経緯を有効活用すべきと考えます。</p>	エンフォースメント
87	放送事業者	<p>&lt;第1章 第2節Ⅲ(4)検討スケジュール③&gt;          「本中間答申から概ね一年を目処に、一定の結論を得ること」としている点について賛成いたします。</p>	<p>現行のエンフォースメントについて、本中間答申の第2節Ⅱ(1)②にi)視聴者の意識に関するもの、ii)コストと効果に関するもの、iii)いわゆる「基幹放送」に関わるもの、として記載されるような指摘を受けている以上、期限を区切って早期に方向性を示すべきと考えます。          また、検討の結果得られた方向性に移行するまでの間、現行のエンフォースメントに対応した受信機が出荷されることを考えれば、受信機のレガシー(非対応)問題の観点からも、相当のスピード感を持って検討すべきと考えます。</p>	エンフォースメント
88	放送事業者	<p>&lt;第2節Ⅲ(3)検討の継続と検討体制&gt;          基幹放送である地上デジタル放送のコンテンツ保護に関するルールとそのエンフォースメントの具体的な在り方については、関係省庁、放送システムに係る関係事業者等幅広い関係者の参加を得て情報通信審議会で継続して検討していくべきと考えます。</p>	<p>情報通信審議会は、これまで、基幹放送である地上デジタル放送の特殊性に鑑み、“コンテンツに対するリスケット”“クリエイターへの適正な利益の還元”“消費者の利便性向上”に配慮し、コンテンツの権利保護について議論してきました。基幹放送として位置付けられる地上デジタル放送のコンテンツ保護を担保するためのエンフォースメントということを考えれば、情報通信審議会で引き続き検討していくことが最もふさわしいと考えます。          また、本答申の41頁に「地上デジタル放送はいわゆる『基幹放送』であり、日本全国へのあまねく普及、すなわち、国内のほぼ全ての世帯がそのサービスを利用し得る環境整備が求められており、視聴者の日常生活に大きな影響を与え得る、という特徴を持つサービス分野」とあり、その特殊性も踏まえて、幅広い関係者の参加を得ること、加えて関係省庁が連携することが重要であると考えます。</p>	エンフォースメント
89	放送事業者団体	<p>①今後の検討における前提 i)検討の範囲として イ)の中に、…地上デジタル放送等いわゆる「基幹放送」の分野に限ることとする。とありますが、この等にはケーブルテレビ局の「デジタル自主放送」サービスも含むようお願いします。</p>	<p>現在、約2000万を超える世帯(全国世帯数の約4割)がケーブル経由で基幹放送サービスを受けています。また、全国のケーブルテレビ局では、地域に密着した「地域情報」を独自の自主放送「コミュニティチャンネル」により、放送しております。この「コミュニティチャンネル」は地上放送のデジタル化に合わせて、デジタル化を進めており、地上デジタル放送と同一方式でのサービスを行うことしております。この「コミュニティチャンネル」による「地域自主放送」は地域に必要な情報、特に、災害情報などの安心安全情報も放送しており、地域にとって欠かせない放送となっております。          従って、エンフォースメントの検討に当たっては、既存の「地上放送」に加え、ケーブルテレビによる「コミュニティチャンネル」も、基幹放送と同等の扱いをお願いいたします。</p>	エンフォースメント

90	放送事業者団体	<p>B-CASカードによるエンフォースメントについては、放送事業者やTV機器メーカー、ケーブルテレビ事業者などにとって、費用面や運用面でさまざまな負担が生じております。</p> <p>「エンフォースメントの在り方」については、費用面や運用面で放送事業者、ケーブルテレビ事業者などの納得の得られる仕組みについて、十分な審議とできる限り早期の実現をお願いいたします。</p>	<p>B-CASカードは、現在、デジタル放送を受信する携帯端末受信機以外のすべてのTV受信機に必須な機能となっております。今後、デジタル車載TV受信機や携帯端末受信機への爆発的な需要が予測される中で「基幹放送」にスクランブル方式を取り入れること自体が費用面や運用面で放送事業者やTV機器メーカー、ケーブルテレビ事業者などに「デジタル化」で大きな負担を強要することになります。</p> <p>エンフォースメントに関する「改善の方向性として、三つの可能性が考えられる」との検討方向については、基本的に賛成いたします。</p> <p>ただし、地上デジタル放送への移行が迫っているなかで、より早期に方向性を示していただき、新たなシステムへの十分な準備や対応が採れるよう要望します。</p> <p>その場合、現行のB-CASカードにおいて、費用面や運用面で強いられる負担の軽減につき、早急に検討し、改善するよう強く要望します。</p> <p>また、新たなシステムを導入する場合には、同様、費用面、運用面での負担の軽減について、十分に審議していただくことを要望します。</p> <p>更に、B-CASカードのような物理的なエンフォースメントが必要とする場合には、カードだけが浮遊しないような仕組みを検討していただくことを要望します。</p>	エンフォースメント
91	放送事業者団体	<p>1. コンテンツ保護に関するルールの担保手段(エンフォースメント)の検討範囲は、基本的に地上デジタル放送に限ることに賛成する。</p>	<p>基幹放送として位置づけられる地上デジタル放送は、全国への“あまねく普及”が求められており、すべての世帯がそのサービスを受用できるものであることから、視聴者の日常生活に欠かせない基本情報を提供するという役割を担っている。</p> <p>こうした地上デジタル放送の特殊性を鑑み、コンテンツ保護に関するルールのエンフォースメントの検討範囲は、本中間答申に示されたとおり、基本的に地上デジタル放送に限ることに賛成する。</p>	エンフォースメント
92	放送事業者団体	<p>2. 視聴者や権利者等から指摘された現行のエンフォースメントに関する課題の解決策を検討するため、「技術・契約」と「制度」に大別される2つの選択肢を並行して検討し、これらを比較検証していく手法をとることに賛成する。</p>	<p>情報通信審議会が「制度」によるエンフォースメントの検討に着手した経緯には、視聴者や権利者等から、現行の「技術・契約」によるエンフォースメントの課題として、①視聴者の意識に関するもの、②コストと効果に関するもの、③基幹放送の性格に関わるものの3点が指摘されたことがある。特に重要な課題は③であり、「技術・契約」によるエンフォースメント自体が基幹放送である地上デジタル放送には馴染まないという指摘である。これは“現行制度の下での民間の自助努力による解決手段に係る議論を尽くすこと”とは別次元の議論として考える必要がある。</p> <p>こうした課題の解決策を検討するため、「技術・契約」と「制度」に大別される2つの選択肢を並行して検討し、これらを比較検証していく手法をとることに賛成する。また、視聴者の利便性向上や地上デジタル放送の普及促進の観点から、可能な限り早期に一定の結論が得られるよう、比較検証を進めていくことが肝要である。</p>	エンフォースメント
93	放送事業者団体	<p>3. 地上デジタル放送の開始時に、「制度」によるエンフォースメントを行うことができず、現行の「技術・契約」によるエンフォースメントを行ってきた結果、現在、様々な課題が指摘されているという事実を十分勘案のうえ、エンフォースメントの実効性について検討すべきである。</p>	<p>地上デジタル放送の開始にあたって、著作権法および不正競争防止法の観点から「制度」によるエンフォースメントを行うことを議論したが、その実現には至らず、「技術・契約」によるエンフォースメントの手段の1つとして現行のエンフォースメントを選択した経緯がある。その結果、現在、視聴者や権利者等から、現行の「技術・契約」によるエンフォースメントの課題として、①視聴者の意識に関するもの、②コストと効果に関するもの、③基幹放送の性格に関わるものの3点が指摘されており、こうした事実を十分勘案のうえ、今後、エンフォースメントの実効性について検討すべきである。また、現行のエンフォースメントの選択に至る過程で、「技術・契約」と「制度」の双方に関する議論が必ずしも十分ではなかったと理解しており、こうした点についても十分留意し、今後の検討を進める必要がある。</p>	エンフォースメント
94	放送事業者団体	<p>4. 基幹放送である地上デジタル放送のコンテンツ保護に関するルールとそのエンフォースメントの具体的な在り方については、関係省庁との連携を一層具体化し、幅広い関係者の参加を得て、情報通信審議会において継続検討することが重要である。</p>	<p>情報通信審議会は、基幹放送である地上デジタル放送の特殊性に鑑み、“コンテンツに対するリスペクト”“クリエイターへの適正な利益還元”“消費者の利便性向上”という3つの要素のバランスに配慮し、コンテンツの権利保護と品質の維持向上について議論してきた。こうした深い視座を有する情報通信審議会において、関係省庁との連携を一層具体化し、幅広い関係者の参加を得て、コンテンツ保護に関するルールとそのエンフォースメントの具体的な在り方について継続検討することが重要である。</p> <p>一方、平成11年に産業構造審議会は、いわゆる「無反応機器」が規制されると「コンテンツ提供事業者が自らの利益確保のための信号を一方向的に付することが許されるのに対して、機器の提供者側は、全てのコピー・アクセス機器が信号を検知しこれに従うよう措置するよう法的に強制されることとなり、バランスを欠く」と指摘しているが、基幹放送に位置づけられる地上デジタル放送の特殊性に鑑みると、こうした指摘にとらわれることなく、議論することが極めて肝要であると考えます。</p>	エンフォースメント



95	放送事業者団体	5. 本中間答申では、「2011年のデジタル全面移行時までには、エンフォースメントの在り方が決まり、全面移行の時点では、その運用が開始されていることが望ましい」と示されているが、こうした検討スケジュールはできる限り前倒しすることが肝要である。	「制度」によるエンフォースメントの実施を想定する場合、その立法・施行までの期間として、本中間答申で示された検討スケジュールは実務的に考えて最短のスケジュールであると思われるものの、今後3年間に現行の「技術・契約」によるエンフォースメントを前提に出荷されるデジタル受信機器が数千万台に及ぶことを考えると、できる限り検討スケジュールを前倒しすることが必要である。「制度」によるエンフォースメントに期待されている本来的なメリットを視聴者にいち早く享受してもらうことは、2011年のデジタル放送への円滑な移行に大いに資するものとする。したがって、「技術・契約」と「制度」に大別される2つの選択肢の比較検証については、一層のスピード感をもって臨むことが肝要と考える。	エンフォースメント
96	放送事業者	今後のスケジュールについては、その前倒しを含めた検討を要望する。	基幹放送である地上デジタル放送の円滑な普及のためには、可能な限り早期にエンフォースメントの在り方について結論を得、実行に移すことが望ましい。	エンフォースメント
97	放送事業者	一定のコピー制御のルールを守らない受信機に関しては、その製造・販売を禁止する「制度」によるエンフォースメントが不可欠であり、法制度化を要望します。	<p>本答申では、『無料地上デジタル放送等において、視聴者に高付加価値の放送コンテンツの提供を継続するため、一定のコピー制御が必要である。』ということは、当審議会の共通の認識であると考えられる。』とし、一定のコピー制御が必要という共通認識が確認されました。言い換えますと、コピー制御を守らない受信機の流通は、基幹放送である地上デジタル放送が、高付加価値のコンテンツの提供を継続することの阻害要因となります。</p> <p>基幹放送である地上デジタル放送に悪影響を与える受信機について、適切な対応が必須です。</p> <p>放送事業者は、受信機メーカーその他の関係者と協議した結果、民間ベースの「技術と契約」によるエンフォースメントを現在行っています。このエンフォースメントの限界は、契約外の者に対して、ルールを遵守させることができないことです。契約を結ばずに受信機製造が可能な場合には、エンフォースメントが働かなくなる恐れがあります。</p> <p>「技術と契約」の当事者ではない者に対して、ルールを遵守させるために、「制度」としてのエンフォースメントが有効と考えます。</p> <p>「技術と契約」によるエンフォースメントのもう1つの限界は、技術は必ず破られるということです。技術開発とその技術を破る臆ごっこを繰り返した場合、コンテンツ保護のコストが、放送事業に見合わない金額になる恐れがあります。</p> <p>産業構造審議会の議論では、「コンテンツ提供者の十分な自助努力を前提とした取引の仕組みが醸成される環境づくりを目指すべき。」とされました。民間レベルで、これまで「技術と契約」によるエンフォースメントを行ってききましたが、その努力にもかかわらず、残念ながら、ルールを遵守しない受信機が登場しています。これら無反応機への対抗策を含めた「技術と契約」によるエンフォースメントの改善方法についてはさらに検討すべきですが、民間レベルでのその検討に限界のある場合、法律による適切な対策を講じることが必要と考えます。</p> <p>産業構造審議会の議論では、「コンテンツ提供者が自らの利益確保のための信号を一方向的に付することが許されるのに対して、機器の提供者側は、全てのコピー・アクセス機器が信号を検知しこれに従うよう措置するよう法的に強制されることとなり、バランスを欠く」との指摘がされたと記述されています。今回の「制度」は、地上デジタル放送のコンテンツ保護技術に絞った制度としての議論であり、現在で言えば、ダビング10という、受信機メーカーも納得しているルールです。コンテンツ提供者の一方的な意思によって可能となるものではなく、バランスを欠く状況とは言えないと考えます。</p> <p>本答申では、地上デジタル放送のコンテンツの保護に関して、関係者間で約二年半にわたる議論を重ね、一定の結論に至ったとされています。こういった関係者の努力の結果合意したルールは、当然、この議論に参加した受信機メーカーだけが遵守するというものではなく、全ての受信機メーカーによって遵守させるべきものです。</p> <p>仮に、関係者以外の者が、ルールを守らなかったとしても、関係者は、このルールを守ることにはなりますが、その場合、ルールを守る者が不利益を被ることになりかねません。ルールを遵守する受信機メーカーが、競争上の不利益を被らないようにするためには、「制度」によるエンフォースメントが必要となります。</p> <p>関係者は、関係者以外の者にも、このルールを守らせるために、何ができるのかという視点で「制度」によるエンフォースメントを前向きに議論し、「制度」によるエンフォースメントが持つ問題点については、いかに解決するかという視点を持つことが重要と考えます。</p>	エンフォースメント

98	放送事業者団体	<p>地上デジタル放送におけるコンテンツ保護のルールの担保措置に関して、視聴者・消費者の参加を得たオープンな議論が必要であるとの提言に賛同いたします。</p> <p>当社はじめケーブルテレビ事業者は、「基幹放送」である地上デジタル放送の再送信の際、C-CASというケーブル独自のCASを有しているにも関わらず、B-CASの使用を条件付けられた経緯があります。他方役務利用放送事業者はこのような条件がなく、公正な競争になっておりません。</p> <p>今後の検討の際には、国が関与する審議の場で、ケーブルテレビ事業者を含めたオープンな議論を行なうことを要望いたします。</p>	<p>現行のエンフォースメントであるB-CASはARIBの規格により地上デジタル放送等に対しての規格として定められています。ケーブルテレビの再送信はARIBの規定を準用するかどうかは一義的にケーブルテレビの規格にゆだねられるべきものであります。</p> <p>しかしながら、ケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送等を再送信する際には、ケーブルテレビにはC-CASという独自規格を有しているにも関わらず、B-CASの使用を余儀なくされた経緯があります。</p> <p>ケーブルテレビ事業者はヘッドエンド(センター機器)でB-CASを解きC-CASで再送信する事で、エンフォースメントが事実上可能であるにも関わらず、これが認められなかったため、ケーブルテレビのSTBはB-CASとC-CASの2枚のカードを使用せざるを得ない状況にあります。</p> <p>このため、機器のコストが高くなり、結果的に加入者に過大な負担を強いている状況にあります。一方、後発の役務利用放送事業者によるIPによる再送信では、B-CASの利用は条件とされておらず、結果として両者間では公正な競争が担保されておりません。</p> <p>このような経験から、当社は、基幹放送等に関するルールの制定を国民での行うのは適当ではなく、国が関与する形でオープンな場で関係者を交えた議論がなされるべきであると考えます。</p>	エンフォースメント
99	放送事業者	<p>コピー制御に関するルールの担保手段(エンフォースメント)として、「技術・契約」と「制度」のいずれの方式がふさわしいかの検討を行うにあたっては、両方式を並行して比較検証し、実効性の確保とコストの抑制を両立できるよう、両方式併用も考慮に入れ、結論を得る手法を取るべきである。</p>	<p>審議会の議論の過程で見られたように、「技術・契約」を利用した現行のエンフォースメント方式には、①視聴者の意識、②コストと効果、③基幹放送のスクランブルという三つの観点から重大な疑念が提起されており、地上デジタル放送の普及の推進のためにも一刻も早い解決を図る必要がある。一方、「制度」による場合に、無反応機の製造が技術的に容易になる懸念もある。</p> <p>そのため、「技術・契約」と「制度」の両方式をその実効性、社会的コスト等のさまざまな側面から客観的かつ公正に並行して比較検証し、実効性の確保とコストの抑制を両立できるよう、両方式併用も考慮に入れ、可及的速やかにエンフォースメントのあり方を決定し、運用を開始しなくてはならない。</p> <p>また、検討に際しては、基幹放送である地上デジタル放送のコンテンツ保護目的であるという特別の事情に着目すると、平成11年に産業構造審議会が行った「無反応機器に対する規制は行わない」という一般的指摘に必ずしも拘束される必要はないと考える。</p>	エンフォースメント
100	放送事業者	<p>技術的なエンフォースメントとしては、現時点ではB-CAS方式を利用することが妥当と考えます。</p> <p>新たな技術的な手段を導入する場合は、有料放送事業者と密接な連携を取る事が必要です。</p>	<p>B-CAS方式は、有料放送を利用するために必須の方式として受信機に搭載されています。地上・BS・110度CSデジタル放送でメディア横断的に利用可能であり、同時再送信を行うケーブルテレビにおいても利用されることで、既に4,000万台あまり普及しております。</p> <p>2004年に地上デジタル放送のコンテンツ保護が始まり、標準機能として受信機に搭載されていたB-CAS方式が技術的なエンフォースメント手段になりました。</p> <p>標準機能として受信機に搭載されるB-CAS方式は、視聴者に負担を与えない効率的な方式であると考えます。</p> <p>他方、ダビング10実施に向けて有料放送事業者が設備改修を行った様に、地上放送における新たな方式の導入は有料放送事業者へ大きな影響を与える可能性があります。新たな技術的なエンフォースメントを導入する場合は、影響の確認など、有料放送事業者と密接な連携を取る必要があります。</p>	エンフォースメント
101	放送事業者	<p>基幹放送である地上デジタル放送のコピー制御に限っては、「制度」によるエンフォースメントの検討を進めていくべきである。</p>	<p>現在の技術的なエンフォースメントであるB-CASカードを利用した方式は、購入テレビを視聴するまでのセキュリティ対策やカード挿入などの心理的障壁(ストレス)がある点、カードの接触不良や脱落による視聴不能が、特に災害等の緊急時のトラブルとして想定される点など様々な課題が存在しており、視聴者・消費者にとって最も望ましい方式とは言いがたい。</p> <p>国民生活に密接に関連し、かつ公共的な使命を持つ基幹放送である地上デジタル放送が国民生活に与える影響は、他のメディアとは比較にならないくらい大きい。地上デジタル放送にスクランブルをかけて放送することは是非も問われている今日において、放送番組のコピー制御の在り方を検討する際には、格別な注意を払う必要がある。地上デジタル放送のコピー制御の在り方に関しては、視聴者・消費者にとってよりよい手法を常に検討し続けていくべきであり、「制度」によるエンフォースメントは、先にあげた諸課題を解決する上でも有効な手法であると考えます。</p>	エンフォースメント

102	放送事業者	今後の検討の範囲・進め方について、制度的エンフォースメントの検討は、技術的エンフォースメントによる運用改善の検討と並行して行っていくべきである。	特に技術的エンフォースメントとの関係性においては、制度的エンフォースメントとの比較検証を進めていくことに関して異を唱えるものではないが、現在技術的エンフォースメントを実施していることを理由に、制度的エンフォースメントの検討を後回しにすべきではない。 技術的エンフォースメントから制度的エンフォースメントへの移行は、コピー制御の実効性において、技術的エンフォースメントが制度的エンフォースメントに対して劣っているということの意味するわけではない。その検討段階において「エンフォースメントの検討」そのものに軽重をつけるべきものではないが、基幹放送たる地上デジタル放送の権利保護はそもそも制度で解決すべきという意見もあることからわかるように、制度的エンフォースメントの検討は、技術的エンフォースメントによる運用改善の検討と並行して行われるべきものである。	エンフォースメント
103	放送事業者	ルール違反の場合の措置については、送信・受信いずれの側においても、「萎縮効果」が発生しないよう配慮すべきである。	仮に制度的に定められたルールに送信側・受信側いずれかが違反した場合でも、その違反が悪意に拠らない場合には、罰則を科すべきではない。善意の者が行う技術開発や事業活動を萎縮させることは、送信側・受信側を問わず厳に避けるべきであることは、答申に記載されたとおりである。	エンフォースメント
104	放送事業者団体	「制度」を検討するに当たって、「制度がないことが理由で、実際には何らの被害も出ていないのでは？」という声がありますが、これは事実に対してあり、被害は歴然と存在します。	現在のアナログ放送において、放送番組が無断で動画投稿サイト等にアップされる著作権・著作隣接権の侵害行為は、コンテンツホルダー側の度重なる対応措置をもってしても、全く後を絶ちません。これら侵害行為は、放送番組のパッケージセールスや、適法なネット配信事業、さらには海外での番組販売に計り知れない影響を与えており、「市場開拓を図って海外にセールスをかけても、すでに市場は失われていた」という遺失利益の損害額は計り知れないものとなっています。	エンフォースメント
105	放送事業者団体	6. 放送コンテンツに関する「透明・公正な取引」や「製作主体の多様化」は民間の取り組みによって担保されるべきであり、制度の導入は不要である。	放送コンテンツに関する「透明・公正な取引」や「製作主体の多様化」は、放送事業者、番組製作者、権利者等、関係者間の努力により担保されるものとする。したがって、審議会の提言に賛同するとともに、これらの実現のため、放送事業者として、一層の努力をしたいと考える。	取引市場
106	放送事業者団体	7. 放送コンテンツの製作取引に関する透明性・公正性は既に法的に十分に担保されており、新たな措置の必要性はない。	放送番組の製作委託取引については、平成10年に「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(役務ガイドライン)が公表された。また、平成16年には、総務省「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」が策定した「放送番組の制作委託に係る契約見本」が公表され、これに基づき各放送局も「番組制作委託取引に関する自主基準」を策定、公表しているところである。さらには、平成16年4月に改正施行された「下請代金支払遅延等防止法」において、放送番組の製作委託取引も情報成果物作成委託として法の管理下に置かれることとなったが、放送局のほとんどが親事業者に該当することから、その優越的地位の濫用に当たる行為は厳しく規制されている。このように、放送番組の製作委託取引における透明性、公正性は相当程度高くなっていることから、放送番組の製作取引について、その「透明性・公正性」を担保するための新たな措置は不必要であると考えられる。	取引市場
107	放送事業者団体	8. 著作権の帰属は、「発意と責任」と「制作実態」を勘案して決定されるべき。また、番組製作者が発意と責任をもって制作した放送コンテンツについても、当該コンテンツに係る窓口業務について、番組製作者に帰属することを前提とする必要性はない。	著作権の帰属は、「発意と責任」と「制作実態」を勘案して決定されるべきであり、放送事業者は、それに従って製作会社等との話し合いで帰属を定めている。したがって、「ATP契約」に関する記述(P.68)のように、あたかも当該番組の「発意」さえあれば著作権の帰属が決するという考え方には疑問と異論を呈さざるを得ない。また、放送コンテンツの流通による収益を最大化させるためには、窓口業務を誰が行うかが極めて重要である。放送局、特にキー局、準キー局等は、放送コンテンツの二次利用のためのセクションを設置し、専門のスタッフを配置しており、セールス、交渉、契約、素材製作、権利処理、利益配分等の業務を集中的に行える体制を整備している。一般的な製作会社では、こうした体制を整備することは極めて困難であることから、当該コンテンツの二次利用における収益の最大化のためには、その流通の窓口業務について、必ずしも常に番組製作者がこれを担うと定める必要性はない。	取引市場

108	放送事業者団体	9. 放送コンテンツの取引・マルチユース促進に向けた「三つのトライアル」については、民間の主導・判断により行われるべきであり、国がそれを支援するという立場に徹するべきである。	放送コンテンツの取引・マルチユース促進に向けた「三つのトライアル」については、「民間主導」「政府は所要の支援」というスタンスをとり、民間事業者がこれらのトライアルに関しての具体的な実行方法を検討し、最終的な実行・断念等の判断をした場合には、これを尊重することが重要である。 また、現在取り組みが進行しているコンテンツ・マルチユースの公募トライアルにおいて、放送局は見かけ上当該コンテンツを放送するだけの立場であるが、いかなるコンテンツを放送する場合においても、当該コンテンツを「放送」する以上は、放送局はその放送責任から逃れることはできない。放送局は、「放送法」をはじめ民放連放送基準や各社の編成基準といった多種多様な規律に従う必要があり、そのような規律に適していないコンテンツを放送することは制度上不可能である。一方で、マルチユースを前提としたコンテンツの場合は、その成り立ち上、当初から放送以外の用途における収益を目的とするケースが多いため、得てして放送上の規律になじまない内容・表現になりがちである。公募トライアルにおけるコンテンツについても、放送局がその「放送」にあたって、その内容をチェックし、必要に応じて修正をすることができる体制を整備しておく必要があると考える。	取引市場
109	放送事業者	<第2章 第3節 I(1)共通認識> 放送コンテンツの取引に係る制度について、「コンテンツを尊重(リスペクト)し、これを適切に保護すること」、「クリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること」の2点を基本的視点に据えて検討すべきとしている姿勢に賛成します。また、コンテンツ取引市場を形成するにあたって民間の取り組みを基本とするという考え方に賛成します。	日本の放送産業はその初期の段階から、視聴者からの受信料を基盤とするNHKと広告収入を基盤とする民間放送事業者の二元体制の元、自立的に放送事業を発展させてきた経緯があります。この点は、国営放送を出発点にしてきた多くの欧州・アジア諸国などとは事情を異にするものです。今後についても民間放送事業者の経営努力を損なうような制約や制度は導入すべきではないと考えます。	取引市場
110	放送事業者	<第2章 第3節 I(2)② iii)A 制度の導入の要否> 放送コンテンツに関する「透明・公正な取引」や「製作主体の多様化」はあくまで民間主導で達成すべきことがらであり、放送コンテンツの調達規制を実施するなどの制度の導入は不要と考えます。	放送コンテンツに関する「透明・公正な取引」や「製作主体の多様化」は、放送事業者、番組制作者や権利者等関係者が現在の努力を継続することによって、民間主導で確実に進捗するものと考えます。	取引市場
111	放送事業者	放送コンテンツの製作取引について、「透明・公正な取引」は現時点で既に法的に十分に担保されており、新たな措置の必要性はない。	放送番組の製作委託取引については、平成10年に「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(役務ガイドライン)が公表された。また総務省からも平成16年に「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」において「放送番組の制作委託に係る契約見本」が公表され、各放送局も「番組制作委託取引に関する自主基準」を策定し、公表しているところである。 さらには、平成16年4月に改正施行された「支払代金支払遅延等防止法」において、放送番組の製作委託取引も情報成果物作成委託として法の管理下に置かれることとなり、放送局の殆どが親事業者に該当することから、その優越的地位の濫用に当たる行為は厳しく規制されている。 上記のとおり、放送番組の製作委託取引における透明性、公正性は現在は相当程度高くなっている。したがって、放送番組の製作取引について、その「透明性・公正性」を担保するための新たな措置は不必要であると考えます。	取引市場
112	放送事業者	番組制作者が発意と責任をもって製作した放送コンテンツについても、当該コンテンツに係る窓口業務について、番組制作者に帰属することを前提とする必要性は必ずしも無い。	放送コンテンツの流通による収益を最大化させるためには、窓口業務を誰が行うかが極めて重要である。放送局、特にキー局、準キー局等は、放送コンテンツの二次利用のためのセクションを設置し、専門のスタッフを配置しており、セールス、交渉、契約、素材製作、権利処理、利益配分等の業務を集中的に行える体制を整備している。 一般的な製作会社ではここまでの体制を整備することは極めて困難である。したがって、たとえ番組制作者が発意と責任をもって製作した放送コンテンツであっても、当該コンテンツの二次利用における収益の最大化のためには、その流通の窓口業務を番組を放送した放送局に委ねた方が、より効率的な場合が多いと思われる。 したがって、二次利用のための窓口業務については、放送局と製作会社とが協議を行ったうえで、もっとも相応しいと思われる者に行わせるべきであり、必ずしも常に番組制作者がこれを担うと定める必要性は無い。 なお、放送局は自社の放送コンテンツの二次利用の拡大について、当事者としてその利害に密接に関わっており、その拡大についてこれまでも努力を行い、また今後も努力を行っていく事は自明である。今般「放送局が放送番組を塩漬けにしている」という言説が喧伝されているが、そのことが如何に根拠のないものであるかということについて、一言申し添えておく。	取引市場

113	放送事業者	放送コンテンツのマルチユース・トライアルにおいては、その内容を放送局が管理できる体制を担保しておくべきである。	現在取り組みが進行しているコンテンツ・マルチユースの公募トライアルにおいて、放送局は見かけ上当該コンテンツを放送するだけの立場である。しかしながら、いかなるコンテンツを放送する場合においても、当該コンテンツを「放送」する以上は、放送局はその放送責任から逃れることはできない。放送局は、「放送法」をはじめ民放連放送基準や各社の編成基準といった多種多様な規律に従う必要があり、そのような規律に適していないコンテンツを放送することは制度上不可能である。一方で、マルチユースを前提としたコンテンツの場合は、その成り立ち上、当初から放送以外の用途における収益を目的とするケースが多いため、得てして放送上の規律になじまない内容・表現になりがちである。公募トライアルにおけるコンテンツについても、放送局がその「放送」にあたって、その内容をチェックし、必要に応じて修正をすることができる体制を整備しておく必要があると考える。	取引市場
114	放送事業者	インターネット上の流通に限定したコンテンツの使用権いわゆる「ネット権」の創設に強く反対し、「ネット権」が番組制作者、権利者及びコンテンツ文化を軽視した発想であるとの指摘に賛同いたします。	インターネット上の流通に限定したコンテンツ使用権の設定は、そもそもコンテンツ流通を妨げる要素を、正確に理解せず、問題の本質を捉えていない議論であります。権利処理の煩雑さが流通を妨げる唯一のファクターであるかのごとき指摘は、むしろ権利者等のネット流通への参加意欲を削ぐ結果を招きかねません。その意味で「放送事業者がネット権を歓迎することは杞憂である。」、「ネット権の議論は、これまで新しいメディアが出てきて、その都度、新しい産業形態や新しいアーティストが生まれてきた歴史に逆行することになる。」等の指摘に、賛意を表します。	取引市場
115	放送事業者	放送コンテンツに関する「透明・公正な取引」や「製作主体の多様化」は関係者の現在の努力の継続により、民間主導で確実に進捗するとの意見を支持いたします。	本答申において検討された諸外国の制度については、放送についての歴史的背景や実情がそれぞれ独特であり、そのニーズから生まれた制度が、そのまま日本に適用できないことは言うまでもありません。わが国では、放送コンテンツの流通に関する課題は、民一民の議論の中で解決されつつあり、今後も引き続き検討されていく現状にあります。放送事業者としても、AMDIによるトライアル実験に協力するなど努力を傾注しているところであり、今後も放送コンテンツ流通の適正化と一層の拡大をめざし、努力を続けていきたいと考えます。	取引市場
116	放送事業者	放送コンテンツ取引のための環境整備のリスクとコストの負担は、二次利用をしようとする事業者がするべきである、との指摘に賛意を表明いたします。	私ども放送事業者は、コンテンツ二次利用のためのデータベースを個別に自らのコストで構築し、ビジネスに利用しております。P91の指摘にもありますように、ブロードバンド市場で、新たな収益を目指す通信事業者から、データベース構築のコスト負担についての提案がないことは、不可解と言わざるをえません。放送事業者以外の番組制作者が製作した放送コンテンツを含めて、取引情報のデータベースの構築と活用には、二次利用をしようとする全ての事業者が、リスクとコストを公正に負担することが必要と考えます。	取引市場
117	放送事業者	NHK、キー局、準キー局製作の放送コンテンツだけでなく、地域のローカル局等によって製作された放送コンテンツの海外発信の促進も視野に入れて取り組む、との意見に強く賛同し、国による支援策の拡充を求めます。	日本の放送コンテンツは、海外、特にアジア諸国で大きな需要があり、すでにキー局等は独自の負担で海外発信を行っております。放送事業者の経営状況の不透明さから、準キー局・地方ローカル局でも、海外発信の意欲は高まっておりますが、コストやリスク負担などのハードルの高さから、見送っている局も多いと見られます。参加の容易な国内での海外向け見本市の充実や、海外発信への財政的支援など、多様な支援策の拡充を希望いたします。地方ローカル局の持つヴァリエティ豊かなコンテンツが海外に発信されることが、わが国の放送コンテンツの海外での取引促進をさらに活性化すると考えるものです。	取引市場
118	放送事業者団体	三つのトライアルの①・②取引データベースの構築について。番組制作者が自らリスクとコストを負担して取引情報データベースを構築する取り組みについて、「国としても一定の支援を実施していく」とあります。ケーブルテレビも全国の地域情報発信のために、多くのコンテンツを制作し、コミュニティチャンネルにより放送しております。今後、コンテンツ流通の趣旨から、よりコンテンツ流通が促進していくよう国の支援実現をお願いいたします。	ケーブルテレビ業界では、自主放送コンテンツ番組コンクールを毎年行い、今年は第34回目の表彰(最高賞は総務大臣賞)を行ったところです。この34年間の番組には地上放送局の番組に匹敵する、あるいはそれを超える番組もあると評価されるものがあります。この状況で、ケーブル業界として番組(取引情報)データベース構築へ向けて検討を始めたところです。これからは、番組の国際展開も必要ですが、地域活性化のために「地域に視点を置いた番組」の国内流通も重要な課題と認識しています。放送事業者だけでなく、地域のケーブルテレビでのさまざまなコンテンツが有効に活用されるよう、国の支援による「コンテンツ流通システム」の実現を要望します。	取引市場
119	放送事業者	ビジネスとして成立すると思えば、放送番組を二次利用のための権利処理を行う事例はある。	ドラマを始め放送番組の権利処理を行い、DVD出版や海外販などをすることは、当社でも実施している。それ以前に、新しい流通の誕生時に新しいコンテンツを自らのリスクで制作・供給してきた事例は、テレビ放送の草創期をみれば明らかである。これをネット時代に置き換えれば、通信事業者が自らのリスクでコンテンツの制作・供給を行っている形態ともいえる。一方、ネットの動画配信では実際に広告を収入源にした事業者も存在するのを始め、様々なビジネス形態へのトライが始まっている。	取引市場

120	放送事業者	「放送番組の権利の帰属に関しては、一例として、番組製作者団体である全日本テレビ番組製作者連盟(ATP)と放送事業者との間では、いわゆる「ATP契約」…」とあるが、少なくとも弊社では、ATP契約の存在について確認していない。 その内容については是非、確認したいところである。	番組製作及び利用に当っては、通常、放送局と製作会社との間では番組制作委託契約書を締結しており、その中で著作権の帰属、放送権の範囲、2次利用(配分を含む)等を取り決めている。	取引市場
121	放送事業者	最終段にあるニーズは、あると想定されるニーズなのか、ニーズを掘り起こした上でビジネスを進めるのがこの段階では定かではないが、日本の番組制作のあり方を再度検証する必要性を感じる。	日本の放送番組の制作における制作会社の制作費回収は、アメリカと違い制作リスクを負わないのが主と考えられる。 なお、その後の流通(2次利用)において、制作会社などが主体となって実施する場合は現在でも存在する。 一方で、「コンテンツを需要する通信メディアのコンテンツの調達戦略や資金計画が重要」との記述の通り、レイヤーに拘らず、コンテンツを利用する側が権利処理費などの配信ビジネスに伴う各種リスクを負う形など様々なトライの形態があれば、番組製作者・民間放送事業者も協力できる土台ができるものと考えられる。	取引市場
122	放送事業者	現状分析は、過去の検討委員会で既に行われたが、未だ放送番組と他のコンテンツの流通についての考え方の違いに十分な理解が得られなかったと感じられない。 著作権法が流通の主たる阻害要因とはならないとした点は評価できるが、放送局のビジネスを成立させるためのウインドウ・コントロールへの理解が不十分と思われる。これは実演家も同様の思いではないか。例えば映画は流通の選択肢が多ければ多い方が望ましい形であろうが、放送番組の場合は、放送局の経営の根幹に関わることであり、一概に流通すれば良いとはならない。放送局がウインドウ・コントロールを行うことについての検討も期待したい。	放送局は、放送に当りコンテンツを様々な調達ルートを利用して確保している。(自社制作、キー局からのネット番組、他の放送局からの購入、ディストリビューターからの購入など) そんな中で、自社制作番組をどの様な流通ルートに乗せるかの選択は、一義的に自社の視聴率に影響を与えるか、営業的にどのような影響を与えるかどうかの検討することは当然の帰結である。 一方、海外展開は、前記のような心配はないものの、放送番組では「日本語の問題」「日本人の感情表現への理解」「日本の制作費の高コスト体質(人件費などが諸外国に比べ高い)」などなどをどう乗り越えるかが要となる。現状、アニメが主となっているが費用対効果の勘案の結果、売れる国にはほぼ売りつくしているのが現状ではないか。市場の大きさ、各国の可処分所得の違いなど更に検討を深める必要がある。	取引市場
123	放送事業者	第1章「デジタル放送におけるコンテンツ保護の在り方」における新たなコピー制御ルールの実施、第2章「コンテンツ取引市場の形成と、取引の活性化に向けて」における解決策の提示について賛意を表します。	これまでのデジタル放送における過剰なコピー制御が緩和された事により、コンテンツ産業の活性化が促進されるものと考えます。 第4次中間答申での提言から、消費者の利便向上の実現を優先し、新たなルールとしてのダビング10が早期に実現化した事を評価しております。 また、取引市場の形成、活性化に向けた具体策について、日本製コンテンツ数の他国と比しての貧弱さは依然として、明らかであります。本件についても、関係事業者、国による積極的推進により早期の実現化を要望いたします。	全体

# メーカー等

意見番号	意見提出者	ご意見等	理由	分類
124	メーカー	「ダビング10」の運用開始に伴い、デジタル放送は大きく改善された。今後とも、利用者の意識や行動の変化および技術の進歩に応じて、現在家庭内に限定されるデジタル放送の視聴形態を広げる(屋外視聴)など、適宜デジタル放送の発展を目指すことが必要と考える。	昨年2011年のフルデジタル化対策が急務である一方、若者のライフスタイルの変化からテレビ離れについて懸念を示す声があがっている。安全かつ適切な機器が搭載する機能(IP網を活用した通信および新しいコンテンツ保護技術)の発展を活用し、現在屋内に限定されるコンテンツの利用を広げ、PCや携帯端末などを活用し、屋外でも放送コンテンツを視聴できるようなサービスを提供行うなど、放送コンテンツの利用形態を拡張することにより多様なニーズにこたえる付加価値の向上を目指すことが必要であると考え。	ダビング10
125	メーカー団体	「ダビング10」に関する合意が形成され7月4日に運用開始されたことに関しては、高く評価いたします。「ダビング10」の運用を視聴者の利便性の向上につなげていくために、当コンソーシアムとしても今後の普及に協力していきたいと考えております。さて、第1章 第1節 1の「第四次中間答申における提言の概要」には、『いわゆる「コピーワンス」というルールを見直し、一定のコピー制限の緩和を行うことについての提言』として、「ハードディスク等にCOG(Copy One Generation)で放送番組を蓄積し、当該放送番組の同一筐体内のDVDレコーダ機能等への出力や、外部機器へのDTCP等デジタル出力におけるコピー回数の、一定の制限を設ける」という考え方が示されています。「ダビング10」での録画に際し、「ハードディスク等」の対象として受信機に内蔵されたハードディスクしか認められないのではないかと意見もあるようですが、当コンソーシアムにて推進いたしておりますリムーバブルのハードディスク記録媒体「iVDR」も含まれると考えております。その理解で間違いのないでしょうか。	「第4次中間答申【概要版】」における検討対象としては、「チューナーと録画装置(HDD・DVD等)が一体型の機器」という表現がありますように、リムーバブル記録媒体も含めたものとなっております。したがって、「ダビング10」のルールさえ担保されていれば、録画装置の記録対象がリムーバブル記録媒体であるかどうかは影響致しません。	ダビング10
126	メーカー団体	「ダビング10」は、日本ローカルのコンテンツ保護方式である。コンテンツ保護方式のルール等に関しては、通常コンテンツビジネスの国際性に鑑み、今後成長が見込まれる市場も見据えた国際標準化が必要である。コンテンツ保護方式の国際標準化に関して委員会としてどう考えるかを提示すべきである。	コンテンツ保護方式は、国際標準化が必要であるがこの点に関し答申では何も触れられていない為。	ダビング10
127	メーカー	家庭に設置される小型のTV受像機およびTV受像機以外の機器(PCや携帯端末など)に対して、適切な価格で受信機能の追加ができるよう、B-CASカードを用いた「技術・契約」のエンフォースメントから「制度」のエンフォースメントの導入が適切であるとする。	IT技術の進歩は、オープンな標準技術を活用し、メーカーが自由に機能を実装することにより、多様な選択肢を利用者に提供し、結果として市場が技術を選択することにより支えられてきた。この大きな流れを活用することが日本メーカーの国際競争力を高めることにつながる。国際的に利用されているコンテンツ保護技術においても利害関係者の利便性を考慮した変更が必要に応じて行われてきた。したがって、日本のデジタル放送においても同様の検討が行われることにより、利用者が必要なサービスを廉価で享受できることを期待する。	エンフォースメント
128	メーカー団体	「ルール」が法整備などの政府の介入を意味するように読める。まずは民間の自助努力によるべきこと、その努力を尽くしても解決できない場合に限って、政府の介入を検討すべきである。また、「ルール」の見直しについては、長期的な姿も踏まえ、どこまでが情報通信審議会での合意形成が必要なのか明示すべき。技術進歩のスピードにあわせてスピーディに民間レベルでのルール見直しが出来ることが原則と考える。	「ルール」に関しては本来民間レベルで解決されることが原則であるため、ルール整備に関しては、行政の介入は必要最低限とすべきであるため。	エンフォースメント

129	メーカー団体	<p>○検討の経緯・手続きが不適切  情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会においては、昨年8月から、受信機器規制を選択肢とする検討を行ってこられたが、同委員会には、放送事業者及び権利者を代表する団体は参加しているが、受信機器メーカーはいくつかの企業が個別に参加しているだけであり、受信機器メーカーを代表する立場のJEITAは参加していない。同委員会の審議は、利害関係者間のコンセンサス形成を目指すべきところ、重大な利害関係者であるJEITAが不在のまま、一部の利害関係者だけの審議に基づく答申は、その有効性に疑問がある。</p> <p>本来、放送コンテンツ保護の仕組みは、放送事業者が自らの事業を継続して展開していくために導入したものであり、受信機器メーカーは、放送事業者の取り組みに協力している立場である。それをさらに機器に対する規制が検討されるのであれば、機器メーカーを代表する立場のJEITAが検討の場に招聘されず、その考えが答申に反映されていないことは、公平・公正を旨とすべき政府の審議会における検討の進め方として不適切と考える。</p> <p>このように、JEITAとしては、第五次中間答申の策定に関与していないし、その経過もあまり知らない立場であるが、本件に関するJEITAの考え方を改めて申し述べれば以下のとおりであり、当該答申の内容につ</p> <p>○現行のエンフォースメントの課題の掘り下げが不十分  コストを問題として指摘する意見については、法規制を行えば、B-CASカード廃止が可能になることを連想させる記述になっている。しかし、B-CASカードは元々有料放送のために導入されたものが、後から地上デジタル放送のコンテンツ保護に流用されたものである。このため、地上デジタル放送のコンテンツ保護にカードを用いることを廃止しても、市場の大半を占めるといわれる三波共用機では、①BS/110° CS放送コンテンツ保護・有料放送、及び②自動表示メッセージのためにB-CASカードは残ることになる。よって、法規制を行ったとしても、カードにかかるコストが必ずしも削減されるわけではない。また、2004年4月にデジタル放送のコピー制御を実施する際に、コンテンツ保護の提唱者であり受益者である放送事業者側は、当然デジタル放送完全移行を前提とした対応のコスト負担を覚悟して、現行エンフォースメントの採用に踏み切ったはずであり、その後の事情変更もない以上、課題とするのは不適切である。</p> <p>さらに、基幹放送にスクランブルがかけられていることに違和感を指摘する意見が記述されているが、スクランブルの有無は問題の本質ではないと考える。例えば公平性ある機関によって消費者向け実態調査を行うなどにより、ユーザーのストレスが実際にどの辺りにあるのか、問題の本質を明確にすべきである。</p> <p>さらにまた、無反応機器の出現を問題視している意見があるが、無反応機器の出現がコンテンツ保護にとって、どのように悪影響を及ぼしているかの調査・分析なくして、効果的な解決策を検討することはできない。このため、コンテンツ保護に関して、具体的な被害がでているのか調査・分析が必要である。他方、スクランブルを廃止することは、機器の製造や既存機器の改造に対する技術的なハードルを下げ、放送番組コンテンツの不正なコピー等の蔓延に繋がる懸念も生じることから、スクランブルを廃止して無反応機器に対して規制することが、コンテンツ保護の趣旨に逆行することにならないかどうか、慎重な検討が必要と考える。</p> <p>以上のいずれについても課題掘り下げの議論が不十分である。</p>	<p>答申の検討が適切な形でなされていないため。  また、現行のエンフォースメントの何が問題なのかという課題自体の掘り下げが全く不十分であるにも拘わらず、はじめから機器に対する法規制ありきで議論が進められているように見受けられるため。</p>	エンフォースメント
-----	--------	--	---	-----------



	<p>○コンテンツ保護は、ビジネスの主体者である民間の自助努力が原則「コンテンツ保護のルール」に関しては、答申にもあるように、本来当該サービスに係るビジネスモデルの一環として定められるものであり、ルールの実効性の確保についても民間の自助努力が原則である。従って、仮に現行エンフォースメントに課題が存在するとしても、コンテンツ保護は、当該サービスのビジネスの主体者(受益者)である放送事業者が、「コストと責任」を負って実施すべきものであり、基幹放送だからといってこの原則が崩れるものではない。規制は必要最小限にとどめるべきで、はじめに機器に対する法規制ありきの議論には反対である。</p>	
--	---	--